

1 水道局関係分

(1) その他（所管事務調査）

○河村委員

今回議案がないということでございますので、配水タンクについて勉強させていただいたらと思います。

今、市内にどの程度のタンクがあって、清山の配水池です。ステンレスの大きなタンクを据えて、そこから自然流下ということで配水しているんで、結構、高所のところまで配水できるようになったということで、それはそれでええことなんですが、一方で、古い配水槽をお使いになっているということも聞きましたので、その現状についてお話をいただいたら。

○宮崎水道局次長

ただいまの御質問でございますけれども、現在、市内に配置しております配水池でございますが、清山配水池に新しいタンク、6,000トンと2基、それと、海軍工廠時代につくっております地下式の配水池5,000トンと3基、観音寺の配水池が1,100m³、上ヶ原配水池が406m³、大和配水池が1,500m³、千坊台配水池が565m³、岩屋・伊保木が低区配水池が70m³、高区配水池が50m³でございます。

施設状況につきましては、適宜、調査等を行いながら施設状況等を確認をして、結果に応じて、必要であれば対処している状況でございます。

以上でございます。

○河村委員

地下の配水、古いほうということになろうかと思うんですが、それは、水の経路としたら、今までどおりの配水というのは旧清山を使った配水で、今、新しい虹ヶ丘森ヶ峠線を使った、要は新しい管の圧力がかかっても大丈夫ということだと思うんですが、そのあたりのところは、どんなですか。

旧配水管というと海軍工廠のときの配水管じゃないですか。私は、一遍に、今の5,000トン3基というのもやりかえたんかと思うんですが、それはずっと残っちゃうわけですね。

○福島水道事業管理者

清山配水池は、ステンレスタンクの分が6,000、2基、旧配水池の、要するにRCの関係、地下埋設の部分が、これが1万5,000トン、5,000トンと3基でございます。ステンレスタンクの1万2,000トンの部分については、一般、要するに市民が使う家庭用水、さらには営業用水、工業用水というような形で、レベルが高い位置から配水しています。

これは、旧海軍工廠がつくった一般の配水池にも連結しておりますので水圧は高いです。旧RCの埋設型の部分については、これは工場用水です。日本製鐵さん、武田薬品さんに、これは送っております。

当初、計画では、旧配水池の1万5,000トン全部潰して、ステンレスで3基、1万8,000トンで賄う予定でしたが金額が上がりますので、財政的に圧迫されますので、残して、1基をつくったというのが現状です。

今、次長が言いました上ヶ原、大和、千坊、岩屋の高区、低区の方は、清山配水池を経由して上がっております。圧送ポンプなり自然流下で上がっておりますが、観音寺系統だけは、観音寺は岩狩団地と周防工業団地、それに束荷、これは観音寺系統から行っております。その2系統の関係で、今、市内を網羅しているという形でございます。

配水池の関係は、水需要との関係も、バランスもありますので、今後、配水池をどのように持っていくのかという部分については、今後、検討していきたいなとは思っております。

以上です。

○河村委員

それとは別に、スポーツ公園にもタンクがあったよね。

○福島水道事業管理者

スポーツ公園のタンクにつきましては、使用者がみずからつくったタンクです。水道局がつくったタンクではございません。ですから、これは個人で圧送ポンプで上げてつくったものという部分で、家庭内の少し大きな感じというふうに捉えていただいて結構だろうと思います。

以上です。

○河村委員

とすると、その水道料金というのは、そのタンクに据える前に大きなメーターか何かがあって、そこで料金は発生しているんですか。

○福島水道事業管理者

はい、そのとおりでございます。

○河村委員

とすると、例えば、そっから民間に水が行った場合には、その料金というのは、どういふふうにするんですか。

○山根料金担当課長

タンクの後に個人の方のメーターを設置をしまして、その大きいメーター、タンクに入るメーターからの差し引きをして、個人の方に請求をしているという形になっております。

○河村委員

とすると、そのタンクから民間に出ていった先には水道局のメーターをつけて、そこで発生した料金をタンクに注入する前段から引くということでええんですか。

○山根料金担当課長

はい、差し引きをさせていただいております。

○河村委員

例えば、行く際に漏えいするとか何とかしたときの問題というのは。

○宮崎水道局次長

今、河村委員さんが言われておられますのは、特殊ケースだろうと思っております。いろんな事情がございまして、今、言われましたように、スポーツ公園の受水槽を經由して一般家庭に供給をしているということで、給水施設から給水施設ということで、市内であれば、ほかには例を見ないという状況でございまして、本来こういう形はとっていないという状況でございまして。

○河村委員

ある程度のみ込めたんですが、例えば、そういうふうなめったにないケースでも起こり得るという解釈で、それはええんですか。それとも、そこだけの特例で、例えば、今のタンクから先で、もしも配管が壊れたとか、そんなときの修理等については、どうするんかという問題についても整理が要るんだろうと思うんですが。

○宮崎水道局次長

原則、給水施設でございまして、それが破損した場合については、メーターより先については、個人さんが直していただくのが大原則でございまして。

以上でございまして。

○河村委員

配水タンク受水槽から入れる前のところにメーターがついちゃって、要は、このメーターから先は、市なら市ですよということじゃないですか。このタンクから出て行って個人の家に行く。その間が故障したり、修理するようなときはどうするのと。

○西工務課長

先ほど次長が言われましたとおり、個人の方が管理してもらうようにはお願いしております。当然、修理の際には行って、工事の指導なり、どこが漏れているとか調べるということは当然いたします。

以上です。

○河村委員

ということは、最初にポンプアップをするメーターのところから先については、例えば、市が、その配水池をつくってやっているとする、市が修理代金を持つということでは、ええんですか。

○福島水道事業管理者

このケースは、マンションなんかでも言えると思います。マンションになると受水槽があって、個々にメーターがついておると。しかし、管理は全部マンションの管理組合がしておりますから、修理は全部そちらで持っていただくという形になりますので、それと同等だろと思いますので、あくまで最初のところのメーター以降は、市が持つのか、個人の使用者が持つのか、その辺は水道局としては関知していないところでございます。以上です。

○河村委員

はい、わかりました。

○森戸委員

通告しているわけじゃないんですが、30年度でいうと給水停止をした件数というのは、どのぐらいなのかわかりますか。済みません、突然ですが。

○山根料金担当課長

30年度の実績なんで、今、数字を持ち合わせておりませんが、毎月給水停止をしております、多い月で50件程度、少ない月で30件程度というふうに記憶しております。

○森戸委員

その中に、本当に生活に困窮しているという方もおられるんだろうと思うんですが、そういう方に対しては、さらに追い込むことにならないように、恐らく本当に困窮して危ないんじゃないかとか、そういうケースは、どのように関係所管と連携をとっているのか。その辺の情報をどう伝えているのか。その辺がわかれば。

○山根料金担当課長

給水停止の対象者につきましては、給水停止をする前に、アポをとらせていただいたり、とれない場合は給水停止をするわけですが、実際に支払いが難しい場合については誓約をいただきまして給水をして、今後の支払い計画を立ててということで給水をさせていただいております。

以上です。

○森戸委員

わかりました。さらに追い込むことにならないように、配慮のほうをよろしく願いいたします。

以上です。

..... 休 憩

2 福祉保健部関係分

(1) 付託事件審査

①議案第118号 光市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

説 明：山根福祉総務課長 ～別紙

質 疑

○河村委員

それでは、災害援護資金の貸し付けについて、保証人に関する規定が国のはなくなつたのでということで、市のほうは新たに保証人を求めようと、こういうことなんですが、この災害援護資金というのは、今の現状みたいなものをお知らせいただいてもいいですか。

○山根福祉総務課長

現状としましては、平成3年の台風19号のときに貸し付けがございしますが、その後は特に貸し付け等ございません。そういう状況でございます。

○河村委員

その平成3年というと、もう28年になりますから、その当時の、どの程度の実績で、ほとんど回収については終わっているんだと思うんですが、そのあたりの実績を願いますか。

○山根福祉総務課長

その当時、4,000万円程度の貸し付けがございまして、現時点、約500万円程度の残りがございます。そういう状況でございます。

○河村委員

4,000万円の貸し付けで500万円の残ということは、1割強の数字が残っておりますが、これについては何か決算書に載っておりますか。どういう場面で載っておったのか、よくわからないんですが。

○山根福祉総務課長

まことに申しわけございません。平成21年以降、決算書のほうに記載がない状況でございます。

○河村委員

意味がようわからんのですが、例えば、今、支払いについての時効は5年じゃったですか。それとの関係……10年を含めて、平成3年だけじゃなくて、例えば、この災害援護資金の貸し付けというのは、金額が限度額といいますか、幾らまでで、それを何年で

返済をするのかというも一緒にあわせて説明を。

○山根福祉総務課長

災害援護資金の限度額につきましては、条例の第13条に規定をしております、状況に応じて限度額が変わってくるんですけども、一般的なもので、家財について、被害金額が、その家財の価格のおおむね3分の1以上である損害がなく、かつ住居において被害金額がその住居の価格のおおむね3分の1以上である損害がない場合は150万円とか、最大で住居が全壊した場合で350万円という状況でございます。

あと、償還年数が10年となっております、据置期間がそのうち3年というふうになっております。

以上でございます。

○河村委員

平成3年の台風のときでいうと相当数の家屋が全壊であったと思います。350万円を限度としても4,000万円ということですから、10件ちょっと多いぐらいですか。

10年返済で据え置き3年というたら、例えば、請求書を出していなかったら時効に引っかかっちゃうぐらいということになるんですが、この残った500万円はどうなる。

○都野福祉保健部長

委員の仰せのとおり10年間で返しますので、平成13年ごろには、ほぼ償還が終わっているところでございますが、おくれた方もおられまして、平成19年ぐらいまで幾らかずつ返してこられた結果、今、500万円程度残っております。

償還期限といいますか時効期限は10年ですので到来をしておりますけど、これは公債権ではなくて私債権でございますので、借りられた御本人から時効の援用の手続がなければ消滅しないということでございますので、言いかえれば、御本人から時効の援用の手続がされれば債権が消滅するといった状況でございます。

残っておられる分については、その後、破産宣告をされたり、既に死亡されたり、保証人の方も、そういう同じような状況、あるいは生活保護の受給が始まったりとかいう方でございますので、今後そういう消滅時効の期限が来ているものの時効の援用がされていない分については、適切に対応してまいりたいというふうに考えております。

○河村委員

とすると、今の償還方法で月賦償還を追加するというのは、そのことで返済が可能になると、返済しやすくなると、こういう解釈でええんですか。

○山根福祉総務課長

はい、返済しやすくなるという部分については、そのとおりでございます。

○河村委員

今回の条例の改正については理解をいたしました。従前の残額については、詳細を出す必要があるのではないかと思います。

要は、時効がないと言いながら、現実的には、そういったやりとりがなくなっておれば、もうないのと一緒にじゃないですか。だから、そのあたりは整理をする必要があるんだろうと。何を、ためらうと言うとおかしいですが、ほかのところでも不納欠損というのを結構挙げております。そういったものを、要は事情をきちっと明らかにして整理をするということも大事だと思いますので、そのあたりについては、しっかり対応していただけたらと思います。

以上です。

○森戸委員

関連で、また聞くのも申しわけないんですけど、件数は何件でしょうか。

○山根福祉総務課長

平成3年のときのもので32件ございました。

○森戸委員

32件ですか。なるほど。わかりました。

さっきの説明ではよくわからないんですけど、これが光市のバランスシート内に載らないというのは、どういうことなんですか。光市が貸しているわけじゃなくて、国経由で窓口として貸しているから載らないんだという意味合いでいいんですか。

○都野福祉保健部長

この災害援護資金貸付金の当初貸し付けをするときの財源は、国が3分の2で、県が3分の1を市にもらって、それを被災者の方に貸し付けると。

被災者の方からの償還が10年間であった後に、市は、県に対して、その1年後までに償還されたものを返す。県は、国に、その1年後までに償還されたものを最終的に返すというふうな制度になっていますので、委員が言われることからすれば、市が10年経過して未収になっておったものも含めて、市が債権として肩がわりをします。本来、市の債権として残るべきものでございます。

○森戸委員

載せるとすれば、どこに、どういうふうに載るわけですか。

○都野福祉保健部長

載せるとすれば、決算書の市の権利の一番最終ページの辺に、市の権利で出資の権利とかがありますが、あそこらあたりになるのではないかとこのように考えております。

○森戸委員

それを載せてこなかったというのは、先ほどの説明では特によくわからなかったんで、それはどういう理由になるんですか。

○都野福祉保健部長

貸し付けをして3年が経過した後からは、毎年毎年、償還がありまして、その償還については、市の収入の雑入のほうに入ってきておりましたけど、その全体像というものが決算書に載ってきていなかったということでございます。

済みません、市の貸付金元利収入のほうに、毎年毎年の被災者からの返済額は収入として載ってきておりましたけど、4,060万円を貸して幾ら返ってきて、残りは幾らという、その全体像が決算書に載ってきていなかったということでございます。

○森戸委員

わかりました。また説明をしていただきたいと思います、適正な会計処理をお願いをいたします。もう済んでいることでもありますので、ずっとその状態が続いていたというのはどうなのかなど。我々のほうも見抜けなかったというところもあろうかと思しますので、その辺のところは、しっかりとお願いをしたいと思います。

以上です。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

②議案第122号 第2期光市子ども・子育て支援事業計画の策定について

説 明：西村子ども家庭課長 ～別紙

質 疑：なし

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

③議案第113号 令和元年度光市一般会計補正予算（第3号）〔所管分〕

説 明：山根福祉総務課長 ～別紙

質 疑

○森戸委員

13ページの副食費の負担軽減の補助金を、県と合わせて制度をつくられたことに対しては高く評価をしたいと思います。26人分が軽減をされるということで、大変ありがたいなと思っております。

既にその負担が始まっていたと思うんですが、さかのぼって、またさらに返すとか、そういう話ではないんでしょうね。どうなんですか、その辺の執行の今後は。

○西村子ども家庭課長

10月にさかのぼって支出するものでございます。

○森戸委員

了解しました。ありがとうございます。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

④議案第116号 令和元年度光市介護保険特別会計補正予算（第3号）

説 明：松村福祉保健部次長 ～別紙

質 疑：なし

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・・・

(2) その他（所管事務調査）

報 告：①光市自殺対策計画（案）中間報告

説 明：柏木健康増進課長 ～別紙

質 疑

○畠堀委員

前段のデータのところで確認したいんですけども、5ページにあります年代別と性別

の自殺割合の数字が載っていますが、これは何年度の数値を使って比較されているのか、そのあたりのところ、ここだけ対象となる年度がわからないんですけど。

○柏木健康増進課長

これは、先ほどご説明しましたように、国における平成25年から29年の5年間の現状分析でございます。

○畠堀委員

3番についても25年から29年度でということなのであれば、そちらのほうも表記しておいたほうが。だから、この(3)の表の意味するところは、(2)の数字の比較を全国で割合に置きかえたということではないですか。

○柏木健康増進課長

議員仰せのとおり、光市と全国の割合を比較しているものです。

○畠堀委員

(2)の光市の5年間の数字を全国と県で比較したということによろしいんですね。

○柏木健康増進課長

はい。そのとおりです。

○畠堀委員

わかりました。

○河村委員

12ページの基本施策1、地域におけるネットワークの強化ということで主な事業例を列挙されておるんですが、まだ、これだけじゃ足りないような気もせんでもないんですが、一応、これはこれだけということなんですか。

○柏木健康増進課長

これは、主に市内16課23係及び水道局、社会福祉協議会から出してもらった棚卸し事業でありまして、主に公的な行政としてのサービスを中心に載せておりますので、民間のものはまだたくさんあるかと思えます。

○河村委員

その民間のものとの協調といいますか、ネットワークというのは、どうされるんですか。それはまた別の話。

○柏木健康増進課長

先ほど申し上げました自殺対策協議会には、民間のたくさんの専門職の方々にかかわっていただいております。互いの連携強化にも努めてまいりたいという委員さんの意見もありまして、今後、民間関係機関とネットワークの強化を図ってまいります。また、こちらには、まだ記載しておりませんが、計画の後ろに参考資料として、様々な相談窓口等を今後掲載していく予定にしておりますので、連携も図りやすくなると考えております。

以上です。

○河村委員

これに今の誰が出たというようなのはないんですか。誰がかかわったと。

○柏木健康増進課長

今回の見ていただいた中間報告については計画の本文のみで、参考資料として、完成形には、協議会のメンバーや、何回どのような協議をしたとか、策定経過、要綱等、資料を添付してまいります。

○河村委員

はい、結構です。

○土橋委員

気づくとか、つながりとか、見守るとかというのは、もちろんあるんですけども、今まで年間に10人程度亡くなられるということなんですが、今からわしは死ぬでと言う場合には、すぐわかりますが、それ以外のところで亡くなるわけですけども、亡くなったときに、先ほども河村委員が言われたように、亡くなった、その教訓みたいなものが協議会なり何なりというような組織で発表されて、次につながるような、何かそういうふうなものをみんなで共有するとかというような、亡くなられたら、そういう集まりとかというようなものはやられるんですか。

○柏木健康増進課長

今のところ自殺の検証とかいう形では考えておりませんが、協議会の中で、また、何らかの勉強会とか意見が出ましたら考えていきたいと考えております。

○土橋委員

これは大変大事なことであり同時に難しいなと思いつつ聞きましたけども、亡くなったら、それは何から来ていたのか。やっぱりここに書いてあるようなとおりで、ああそうなんだとか、何か身になるような、会議と言ったら四角張ったようなあれじゃから、話し合いみたいなものが行われて、それが自殺防止につながるみたいな。

口で言うのは簡単じゃけども、そういうふうなことは計画はされているんですか。それとも、いや、それは無理だわということなんじゃろうか。

○柏木健康増進課長

つい最近ですが、国からマスコミ報道に対しても文書が出まして、報道に対して注意喚起がされました。大変デリケートな問題で、センセーショナルに報道することによって、自殺しようかなじゃないですが、なんとなく自殺企図等がある方については模倣して自殺してしまう。例えば、芸能人の有名な方で若い女性が昔亡くなったこともありました。それについてマスコミ報道がすごくされることで後追い自殺してしまう。同じように自殺の方法なども具体的に知らせないようにという注意する内容が記載されています。

ですから、自殺の原因をつきつめるというよりは、自殺しないよう、みんなで気づく、寄り添えるように、今後、ゲートキーパー研修、周りがみんなで見守る体制、気づく体制というものを知識として市民みんなが持って、それを進めていこうというように計画の中では考えております。

○土橋委員

大変なことなんじゃあるというのはわかった上で、いろいろわからんことを言いよるんかもわからんですけども、例えば、役所なんかが、役所の人たちが、この10年ぐらいで亡くなったというのはあるんですか。

もしあるとするならば、それなりに何だったんだろうかなみたいなのが当然あって、ここで言う、気づかなかったねとか、あれが理由の一つだったんかとか、何か予防ができるようなシステムみたいなものはないのかなと思いつつながら。

これは決して、あなた方がどうのこうのと言うんじゃないんです。何かまどろっこしいというか、一方では、いとも簡単に亡くなるし、一方では、生活苦で、あるいは病気だとか何だとかでというのがあつたから聞いてみたんですが。

役所のほうはどうですか。

○柏木健康増進課長

10年以内はあつたのかもしれませんが、それは私たちにはわかりかねます。

○土橋委員

いいです。

○森戸委員

この中にネット対策的なものは余り書かれていないんですが、例えば、ネットを通じて一緒に死ぬとか、そういうケースがたくさんあると思うんですが、例えば、そういうようなページなりをパトロールするなり、警察がやるんでしょうけど、もしくは、そういうサイトを持っている会社自体の自主的な制限とか法的なものとか含めて、そういう部分は現状ではどうなんですか。

○柏木健康増進課長

現状では、行政として、なかなかそこは手は出しづらいところなのかなと感じております。注意喚起はできますが、なかなか利用の制限について困難のように考えております。

○森戸委員

光市の行政としてはそうなのでしょうけど、例えば、警察なりも含めて、そういう部分は働きかけができるんじゃないんですか。

○柏木健康増進課長

そうですね。協議会委員の方にも、関係者が入っていらっしゃいますので、その中で、いろんな情報交換しながら進めてまいりたいと思います。

○森戸委員

公立のやよい幼稚園についてなんですが、今ごろから恐らく募集をする時期に入ろうかと思うんですが、来年度の入園される状況がわかれば教えてください。全体数がどのぐらいになるのかも含めてお願いします。

○西村子ども家庭課長

やよい幼稚園の来年度の入所予定についてのお尋ねでございます。

現在、3歳児が7人ほど申し込みをされておりますが、そのうちの1名が、まだ入るかどうかがというのが保留ということでございます。

それで、まず今年度の人数が20人ございまして、来年度は7人が卒園されまして7人が入ってくるということで、人数的には同じ20人という予定でございます。

○森戸委員

わかりました。前年度から比べると、ある程度ストップをしたといいますか、減る部分がですね。でも、合計でも3園が一つになって20という厳しい状況にあらうかと思えますから、我々もどう提案していいかわかりませんが、公立幼稚園の存在意義を示していただけたらと思います。

それと、保育士の就労等給付金の状況について、今年度なりの状況をお知らせいただけたらと思います。

○西村子ども家庭課長

保育士等就労促進給付事業でございますが、私立保育園・幼稚園に就職された方に対して支給するもので、令和元年度で、今、12名。内訳といたしましては、保育園が5名、幼稚園7名でございます。

以上です。

○森戸委員

その中で、市外から来られた方に対しては上乗せ額があると思うんですが、その辺も含めて制度の部分も含めてお示してください。

○西村子ども家庭課長

まず制度ですが、市内の私立保育園・幼稚園等に就職された場合には10万円の給付金、市外から光市に転入された場合には、さらに加算で10万円でございます。それで、令和元年度につきましては転入された方はおられません。

以上でございます。

○森戸委員

制度が始まったのが28年ぐらいだったと思うんですが、それから合計をして、どのぐらいこの給付金を使われて、どのぐらい定着したのか。離職、結婚とかも含めて、出産等も含めてであろうかと思うんですが、その辺の状況がわかれば教えていただけたらと思います。

○西村子ども家庭課長

平成30年度までの3年間で申し上げますと、給付実績といたしまして33人にこれを給付しまして、うち退職者が6人、27人が今も在職されておるという状況でございます。

○森戸委員

この給付金の制度というのは、他市でいうとそれぞれが持っているんですか。その辺、持っていたら、その状況なりがわかれば。

○西村子ども家庭課長

正確には存じ上げておりませんが、こうしたものは本市独自の取り組みだと認識しております。

○森戸委員

わかりました。

幼稚園の関係者からお話を聞くと、要は、市外に住所があったとして、光市の幼稚園、保育園なりにお勤めの場合、そういうケースに対しては、この給付金は適用されないということだろうと思うんですが、そういう状況においても、定着のために、その制度が活用できるようにというふうなお声を聞くんですが、その辺についてはいかがでしょうか。

○西村子ども家庭課長

本事業の目的といたしましては、待機児童ゼロを維持するために市内の私立保育園・幼稚園に正職員を確保しようとするものでございます。それと、もう一つ、市内への定

住を促進するというのが当初の目的でございます。委員御提言の件につきましては、さらに研究してまいりたいと考えております。

○森戸委員

定住をしてきてというケースも含めて、保育士の確保というのは大変厳しい状況にあらうかと思っておりますので、学校自体も、Y I Cも含めて撤退されるというような状況でありますので、今後の状況もさらに厳しくなろうかと思っておりますので、ぜひ、その辺のところも御検討いただけたらと思っております。

○萬谷委員

以前にも聞いたんですが、最近、耳にしたので、またお聞きするんですが、女性の子宮頸がんの予防接種ですか、ヒトパピローマウイルス。どうでしょうか、この3年ぐらいの傾向、接種率等をお聞かせいただければと思っております。

○柏木健康増進課長

ヒトパピローマウイルスの接種率ですが、平成28年度、対象者が3,458名のうち延べ人数が15人で0.4%、平成29年度は、対象者が3,465人で接種者が延べ12人で0.3%、そして、平成30年が、3,360人の対象者で35人で1%の接種率となっております。

今年度は、まだ未確定ですが、10月末現在で51人接種していますので、今年度は少し上がるのではないかとこのところでございます。

積極的勧奨を差し控えていることから、接種率は低迷している状況でございます。以上です。

○萬谷委員

ちょっとずつ、ことしと去年がちょっと上がっている。これを何で聞くかということ、厚生労働省が、この副作用につきまして見解を新しく出したと思うけども、どのような見解なのか、そして、これはこれから接種率の向上の一助になりそうかどうか見解をお知らせください。

○柏木健康増進課長

政府は、12月3日の閣議で、ヒトパピローマウイルスワクチンの定期接種の積極的勧奨差し控えを求める厚生労働省の勧告について、「市町村長は、勧告に従うべき法律上の義務を負うものではないが、勧告を尊重すべき義務を負うものと考えている」との答弁案を決定しています。

本件に関する厚生労働省の見解は、いまだ示されておりませんで、積極的勧奨の差し控えを尊重するとの内容でしたので、接種率向上の一助とは考えにくいと認識しております。

以上です。

○萬谷委員

了解しました。

正式な発表じゃないのかもしれませんが、例えば、この注射を打った後に手足がしびれるとか何とかというの、打ったからなっているというわけではないぐらいの確率なんだぞとかというように、そういうのも発表されて、厚労省が発表したのか忘れたんですけども、そういうようなことがあって、徐々に認知されてきているのかなと思いつつも、やはりいまだに1%という数字なので、そんなに高い接種率ではないんですが、これからも見ていこうと思っております。

それと、うちの6年生になる息子が、健康増進課からのプリントを学校から持って帰ってきて、僕、昔はすごく愛煙家だったんですけども、たばこを吸っちゃいけないぞと言って、すごい形相で、そのプリントを僕に見せたんです。よく見たら、健康増進課が、先ほど聞きました防煙教育というか、たばこを吸ったら、どんだけ体に害がありますよということをプリントを出されておりました。

僕もたばこを吸いながら、将来、たばこを吸っちゃいけないぞと子供には言うんですけども、うちの子供は、あのプリントを見て、多分、たばこを吸わないだろうなと思っています。私も、そのプリントを見てやめたわけじゃないんですが、今、たばこをやめさせていただいておりますので、やっぱりたばこを吸うと、いろいろと弊害が出るというのをも身をもって確認しておりますので、たばこを、子供のころから吸わないという教育は非常に大事だと思っていますので。

別に要望というか、これからはしっかり子供の健康のための教育という部分で、教育委員会だけじゃなくて、健康増進課のほうも、福祉保健部のほうもしっかりと取り組んでいただきたいと思って発言をさせていただきました。どうぞよろしくお願いします。

以上でございます。

○河村委員

つるみ幼稚園の跡地について、何か報告があれば。

○山根福祉総務課長

つるみ幼稚園跡地の現状でございますが、現状、川側の道路の分筆を進めておるところでございます、それが済み次第、財産価格審議会のほうにかけましてということで進めてまいりたいと考えております。

○河村委員

ということは、不動産鑑定については終了したということなんですね。

○山根福祉総務課長

鑑定につきましては、昨年度中に完了しております。

○河村委員

済んじよる。

○山根福祉総務課長

はい、終了しております。

○河村委員

それで、当初、室積の施設の話をしてはいましたが、それとの関係で報告できることがあります。

○山根福祉総務課長

現状では、特に報告するようなことはございません。
以上でございます。

○河村委員

ということは、当初の予定どおり進行しているということでええんですね。

○山根福祉総務課長

済みません、ご認識のとおり多少おくれておりますが、計画どおり進めておるところでございます。

○河村委員

はい。

○田中委員

済みません、産後ケア事業について、少しお聞きしたいと思うんですが、光市のほうでも取り組んでいただいておりますが、国のほうが、今、母子保健法を改正に向けて取り組んでいるという中で、現在は自治体の任意事業なところを市区町村の努力義務とし、また、対象期間を産後1年間とするというような話で聞いておりますが、そのあたりについて、どのような流れなのか、また、産後1年間という部分で、ほとんどが3カ月という期間が多いかと思いますが、その1年間の理由について、どういった理由なのかをお聞かせいただけたらと思います。

○柏木健康増進課長

1年間に延長拡充されたことが、なぜ示されたのかということですが、これは、産婦のメンタルヘルス対策の強化の観点からの改正と認識しております。

○田中委員

端的でわかりにくかったんですが、メンタルヘルスのという部分で変わる部分があるんですけど。

では、ちょっと角度を変えて、光市では、今、3カ月なんですけど、それを受けて1年間というものが示される中で、おっぱい都市宣言をしている町として、どのように考えていただけるのかを聞かせていただけたらと思います。

○柏木健康増進課長

産後ケア事業には、利用者を宿泊させて産後ケアを行う宿泊型、利用者に病院等に来所していただいて産後ケアを行うデイサービス型、利用者の家庭を訪問するアウトリーチ型がございます。

12月6日に、「母子保健法の一部を改正する法律」が公布されて、産後ケア事業について、市町村は出産後、1年を経過しない女子及び乳児に産後ケア事業を行うように努めなければならないことなどが規定されました。

全国的には、本事業の実施率は4割弱、平成30年度で38.3%にとどまっているのですが、本市においては、平成29年度から、本事業のうち宿泊型のショートステイ及び通所型のデイサービスについて、市内産婦人科医療機関2院に委託して行っているところです。

また、利用者の家庭を訪問するアウトリーチ型ですけれども、これについては、委託等を行っていませんが、保健師、管理栄養士、助産師、保育士、臨床心理士等の養育支援訪問に加えて、母子保健推進員さんのきめ細やかな訪問等、本市は、妊娠中から産後、乳幼児期を通じて、母子保健事業において実施しております、心身ともに不安定になりやすい産後の1年以上、母子に対する心身のケアや育児のサポートについては切れ目のない支援を目指して、既に実施していると認識しております。

○田中委員

わかりました。アウトリーチについては、光市のほうでも積極的にやっている。また、平成29年度から、2つの産科病院があるということの強みを生かして、宿泊デイも取り組みをスタートさせているということは理解しますので、これは強みなので、これを生かしてどんどん行けたらなという視点で、もう一つ聞かせていただけたらと思うんですが、いわゆる産後1年間の部分で、期間を設定した理由の一つではあるのではないかなと思うんですが、先ほどメンタルヘルスというお話もございましたが、先ほど自殺対策計画というものもございましたが、これは国立成育医療研究所が発表した文によると、妊産後1年間の自殺者数が、いわゆるがんなどを含めた病気も含めた中で死亡原因のトップであったと。約3割で最多であったということが原因の一つとして、この期間を1年間に延ばすということも考えられるわけなんですけど、その中で、先ほどの話のあった自殺者を予防するという意味も含めて、また、光市の特徴では、2つの産婦人科を生かしていくということも含めて、やっぱりおっぱい都市宣言の町としても、宿泊デイを、1年間期間延長することを私は検討する必要があると思いますので、今後の課題として検討いただけたらと思いますので、よろしく願いいたします。

・・・・・・・・・・休憩・・・・・・・・・・

3 環境部関係分

(1) 付託事件審査

①議案第119号 光市下水道事業の設置等に関する条例

説 明：中本下水道課長 ～別紙

質 疑：なし

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

②議案第113号 令和元年度光市一般会計補正予算（第3号）〔所管分〕

説 明：植本環境政策課長 ～別紙

質 疑

○河村委員

墓苑の販売個数の中で、いまだ、要は墓をつくっていない人ちゅうのは何件ぐらいあるんですか。

○植本環境政策課長

使用許可を、この11月末現在で出しておるのが3,274区画ございまして、うち、墓碑等が建っておるのが2,419でございまして、850程度墓碑が建っていないという状況になっております。

○河村委員

今回の70の見込みというのは、当然、墓が建っていないところが返還ですか。それとも、建っている中でも返還がありますか。

○植本環境政策課長

済みません、ちょっと数字の間違いの訂正をさせていただいて。

済みません、先ほどの使用許可が3,274で、うち、墓碑があるのが2,713でございました。したがって、560程度が、墓碑が建っていない区画の状況になっております。失礼しました。

○河村委員

今、560ぐらいが墓碑が建っていないと、こういう話なんです、今回の70の返還の

中で、皆が建っていないところかどうかという確認です。中には建っているところも変えるんじゃないでしょうか。

○植本環境政策課長

そういった墓碑を撤去して返還する区画もございます。

○河村委員

とすると、この560はもとよりとして、もっとたくさん、これから先、返却は見込まれるわけです。

以前にも墓地の借り上げのところがありました。結構、市内至るところに市営墓地と言われるものあって、中には、区画全体がないようなところもあったりするんで、こんなに、今、余った状態が起きたんなら、1回、全部を整理したほうがいいと思いますけど。これから先、造成されるちゅうことは当然ないと思いますが、全部の見直しについて検討していただけたらと思います。要望で結構です。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

③議案第115号 令和元年度光市下水道事業特別会計補正予算（第2号）

説 明：中本下水道課長 ～別紙

質 疑：なし

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

（2）その他（所管事務調査）

○萬谷委員

それでは、つい最近行われましたエコフェスタについて聞かせていただきます。

今回、大和のほうでやられたんですが、このエコフェスタ、参加の来客数とか出店数等、ここ最近の傾向を、まず教えていただければと思います。いかがでしょうか。

○植本環境政策課長

ひかりエコフェスタにつきましては、先日の12月8日に開催いたしまして、参加人数につきましては1,500人程度であったと推測しておるところでございます、そのうち、企業販売、体験等の各種ブースの関係者や市職員などのスタッフにつきましては150人程度ということになっております。

過去3年を見ても、平成28年度は8月開催ということで1,150人程度、平成29年度も8月に開催いたしまして1,300人程度、昨年度は中止でございました。

このたびは12月開催ということで、小中学生の夏休みの宿題も兼ねた来客は見込めませんでした、その一方で、企業販売、体験の各種ブース、飲食コーナーが、平成28、29では30程度でしたが、このたびは約50もの出店をいただきましたことから参加人数の増加につながったものというふうに考えております。

以上でございます。

○萬谷委員

了解しました。

改めて聞きますけど、エコフェスタの効果というか、何か感じるところがあるかお聞かせいただければと思うんですけど、いかがでしょう。

○植本環境政策課長

このフェスタの主催につきましては、光市環境フェスティバル実行委員会でございます、こちらとしては、事務局の立場ということで感じる効果といたしましては、ステージ発表がございまして、その際に、山口県立大学の准教授をお招きいたしまして、海洋プラスチック問題についての解説をしていただいたり、また、2100年の未来の天気予報の動画を流したりしたなどによりまして、深刻さが増します環境問題につきまして、参加者一人一人の意識の啓発につながったものではないかというふうに考えております。

以上でございます。

○萬谷委員

了解しました。

今の確かに環境のところ、変動、2100年問題、いろいろあると思いますので、当然、そこに照準を狙っているんだろうなと思うんですけど、ことしだけじゃないんかもしれませんが、ことしのパンフレットは特に、俗に言うSDGsのマークが思いっきり入っていたと思うんです。その辺は、当然そこら辺を見据えて、今から環境問題も含めて取り組んでいこうという思いが入っているとは思うんですけど、改めてもしありましたら御見解をお聞かせいただきたいと思っています。

○植本環境政策課長

このSDGsを取り入れたということも、この実行委員会におきまして、地球温暖化などの世界共通の課題に対しまして、自分たちで何ができるのかという視点から、持続可能な社会の実現を目指すSDGsを取り上げまして、これらの明確な目標を通じまし

て、実行委員会から参加者への環境問題に対する強い思いをお伝えしたいということで取り入れたものでございます。

以上でございます。

○萬谷委員

今回が初めてですか。それとも。

○植本環境政策課長

SDGsを取り入れたのはこのたびが初めてでございます。

○萬谷委員

了解しました。

このSDGsも、まず17項目に分けて、いろいろ足元を固め、未来を見ようという形で取り組んでいく問題ですので、僕としては、パンフレットを見てうれしかったという感じで受け取っております。これからの取り組みもよろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。

○磯部委員

せっかく今のエコフェスタのことについて御質問がありましたので、私も少し質問させていただきたいんですけども、私も時間的におくれて行きましたので、ちょうど県立大学の准教授がフードバンクのことについて御説明をされていて、非常に中身の濃い。私も、座るといよりも立って聞き入ってしまったというような状況でした。

大体、周りのほうがいろいろザワザワもしていましたけれども、前のほうでじっくり聞かれる方も結構いらっしゃったように感じました。それぐらい中身の濃いものであったんですけども、いろいろなその後の子どもさんの発表とかもありましたけれども、そういったものについての参加人数というのはわかりますか。

具体的なことはわからなければいいんですけども、そこで、議会の中でもフードバンクのことについては、いろいろ提案とか質問なんかもあったんですけども、そういう意識を醸成させるというのは、これからの環境問題について非常に中身の濃いものであったと思いますが、今後、こういうエコフェスタのみならず、さまざまな場面で気づく。お客さんがせっかく来てくださったことに対して、環境問題、今、非常に深刻ですので、こういった気づくコーナー、こういうものも取り入れるべきなのかなというふうに、この間の講演を聞きながら、非常にいい講演だったと思っておりますので、もう少したくさんの方が参加されたらよかったのかなというふうに思うところがございました。

そのあたりの今後の展開について、どのように今回のエコフェスタを反省を込めて次につなげていこうとしていらっしゃるのかということをお聞かせいただきたいなと思っております。

○植本環境政策課長

このたびのエコフェスタでは、新たな試みといたしまして、リユース・リサイクルの推進といたしまして、来場者に家庭にある不用品を持ち込んでもらうもったいないボランティアプロジェクトや、先ほど委員さんが申されましたフードバンク、フードポストの設置など、そういった試みをいたしました。

今後につきましては、また、実行委員会のほうで、このたびの反省点も踏まえまして決めさせていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○磯部委員

今、本当に大切な環境問題に関して、多くの方が自分で何ができるか、自分で日ごろ行わなきゃいけない気づきみたいなものも広がっていくような、そういうイベントに今後なっていたきたいなというふうに切に思いました。

企業さんの、そういう取り組みも非常におもしろかったです。私も長い間、もう少しあったんですけども、こういう細かい小さな取り組みですけども、それをこつこつ広げていくということが非常に大切だと思いますので、今後の展開に期待をしておきたいと思います。

以上です。

○森戸委員

ポストにどれだけ入っていました。

○植本環境政策課長

ポストの中には、缶詰やレトルト食品など、通常のダンボール一箱分ぐらい入っていました。

○森戸委員

今後の可能性は何かあります。

○小山環境事業課長

エコフェスタのときに、フードバンクの理事長であります今村氏と情報交換をしながら、光市内に設置ができるかどうかということを改めて勉強させられたということで、また今後の検討課題ということにさせていただけたらと思います。

○森戸委員

県内にポストを設置しておられるスーパーも非常に乗り気だと思いますので、ぜひお願いをいたします。

それと、西部墓園についてお尋ねをするんですが、先ほど、3,000あって2,500ぐらいがということですから。

西部墓園に彼岸とか春・秋、年末に、一時期に相当な車が行き交うんだろうと思うん

ですが、要は、丸山に上がる手前のところから西部墓園まで行く市道の駒ヶ原線が非常に狭くて離合もできません。今までにもトラブルというんですか、けんかが、争いがあったりとかという状況があるんですが、一気に、2,000台まではいきませんかわかりませんが、相当な数が集中をしますので、普通ときは、そんなに台数があるとも思えませんけれども、そういう状況に対しては、どのように感じておられますか。

それに対して、何らかのアクションを市道の側に、建設部に対して何らかのアクションを起こしておられるのかどうか、その辺のところをお聞かせいただけますか。

○植本環境政策課長

その辺に関しましては、そういった状況について、こちらのほうで改めて調査をさせていただきたいと思います。

以上でございます。

○森戸委員

その点に関しては、これまでも出ていたと思いますし、あの道路の狭さを見れば一目瞭然だと思います。西部墓園が建ってから相当の年数がたっていますので、調査をするという状況ではないと思いますけど。

道路が拡張できない課題も、なぜなのかわかっているはずですから、その辺というのは、やはり時とともに状況も好転していくことだろうと思いますから、設置をして、サービスを提供しているのが環境部でありますから、その辺のことは、よく利用される側の立場に立ってやっていただきたいなと思います。

通ったらわかると思うんです。狭いです。その辺のところは、よく検討していただいて、建設部と話をさせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○河村委員

西部墓園の当初の計画区画数は何ぼじゃったですか。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・

○植本環境政策課長

西部墓園の計画区画につきましては、数の設定はございません。

以上でございます。

○河村委員

そんなことはない。一番最初の計画図には、何区画かに分けて全部墓地にする予定じゃったんで、特に、今、入り小口の野球のグラウンドになっちゃったところがあるんですが、そこも最終的には墓地にするという計画じゃったんで、墓をつくりながら、実は、当初の想定した個数はできていないところもある。今、のり面になったり、道になったりするようなことがあって。

さっき言った室積の墓地の話も一緒にひっくるめて言うと、もうここ二、三年、家族葬というのが出てきて、埋葬そのものも焼き場で葬儀をやって、そこで骨も置いて帰る。いつときは、海にまいたり、山にまいたりというような話もあったんですが、今、骨も皆置いて帰るという時代が来たんです。

それは今までに恐らく考えたこともないような埋葬の考え方になってきたんで、そういう意味じゃ、実際に墓を持っていても墓じまいをする家ちゅうのが、結構、今、ふえてきよるんです。だから返却というの、墓じまいをして返却するケースもあるんです。普通の昔からの墓地についてもお寺に返す。お寺に返すんならまだええ。全く要らないという家がふえよる。

そういうふうな考え方に立ったら、今、土地をお借りして墓地にするという考え方はない。一刻も早く整備をする。そういうものでお金を払うということについては、そういうふうにならんやいけん。

今まである墓地ちゅうのは、ほとんどが市営のケースが多いんで、そのあたりの整理も、一回、歩いたほうがええと思うんです。どんなか聞かせてもらっていいですか。

○植本環境政策課長

市内の地域墓地につきましては以前も申し上げましたとおり、底地が光市のものにつきましては、今、調査を進めているところでございます。

また、普賢の借地墓地につきましても、引き続き、看板設置とともに参拝者の状況把握に努めておりまして、それ以外の方策についても、今、部内等で協議をしているところでございます。

以上でございます。

○河村委員

市としての方針を早目に決めて、その墓地をどうするんかと。前に言うたと思いますが、その墓地に隣接する私有地について、墓をつくったりするケースもある。本来ならやっちゃいけんことじゃけれども、いつとき、墓地そのものが限られちよるから、畑をやらなかったら、そういう隣接するところを皆、どんどんふやしていく。それは以前にも言うた。そういうところも早目に調査をせんにや。

墓地については、いや、これはわしの土地じゃけええじゃないかという、どっかに発想があるとしたら、それは間違いなんどということは、きちっと伝えんにやいけんことなんで。

そのあたり結構手間がかかる。手間がかかるから早目にお知らせをして、実際の理解をしてもらうことが必要なんで、そこまでをとりあえず頑張ってくれんかね。どんな。

○植本環境政策課長

墓地以外の土地にお墓を建てるのは、当然、禁止されておりますことから、こちらのほうでも指導はするようにはなろうかと思えます。そういった中で、市内の各墓地の調査におきまして、そういった状況がございましたら、適宜指導なりをしていきたいと思

っております。

以上でございます。

○河村委員

よろしくお願ひしたいと思ひますし、例へば、今、浅江でいうたら、結構土地が上がるのも浅江しかないんで、浅江にも、今、たくさん町なかに廃棄されたような墓があるんで、あのあたりの、そっから順番にやっていただいたらと思ひます。

それから、アルゼンチンアリについて、いろいろ協議があつたところなんですが、どうも聞いてみると、一番最初に見つかったのが、みたらい保育園じゃつたのかな。この間、聞いた話では、送迎をするお母さん方、あるいは保育士さん、働きよる人、そういった方の車にもアリが非常に固まつておつたという話を聞いて、それをアルゼンチンアリと確認したんかどうか。確認したとすると、物すごい拡散をしちよる可能性もあるわけ。例へば、ひいては、そのお母さん方とか働きよる人の車の調査をしたかどうか。そのあたりはどんな。

○植本環境政策課長

先日みたらい保育園から、そういった連絡をいただきまして職員が確認等に参りましたが、そのときは、車もアリがいたという確認はとれませんでしたので、それがアルゼンチンアリだったかどうかという確認はできませんでした。

○河村委員

一番最初にアルゼンチンアリが見つかったのは何年じゃつたですか、平成24年じゃつたかいね。そのときは、みたらい保育園の排水溝で見つけたという話を聞いたけど、それは違うん。

○植本環境政策課長

最初に発見されたのが21年だつたと思ひんですけど、詳しい発見場所については、みたらい保育園付近であることは間違ひないんですけど、把握はしておりません。

○河村委員

一番最初に初期のさつとやつちよつたら、もうちよつと拡散せずに済んだような気がするんで、やっぱりそういうものを順を追つていく必要があつたんじゃないのかなと。

それから、例へば、今、地元のほうの協議会に半分以上お任せするようなかで進めようとしよるんですが、一回、本気で、例へば、石垣とか、あるいは、黒いシートを張つた畑とか、それから、毎年、草刈りやなんかやつたりするんで、そういったものを本気で一回、全部の地域をシラミ潰しにやるというふうにせんと、一回、ちよつと小そうしちよつたら、後は、毎年継続的にやるぐらいで済むとは思ひんですけど、当初の市が予算をかけてやつた6年間が、余り極端な成果がないんじゃないのかなと。

ある程度、何もせんかつたら80倍になるちゆうんじゃから、横ばいで来たちゆうのは、

それは成果はある。だけど、そのあたりのところをしっかりと一回やってほしいなと思うんです。どんな。

○植本環境政策課長

今、アルゼンチンアリの地元のほうで協議会が設立されてまして、こちらの協議会ごとに足を運んでいろいろ意見を述べさせていただいたり、協議をさせていただいているんですが、それ以外にも、協議会の会長にいろいろ御相談をさせていただいて、より効果を高めるような方策というのでも検討しているところでございます。

ですから、来年の一斉防除において、また、より一歩進んだことについても考えたいとは思っております。

以上でございます。

○河村委員

じゃから、いろんな話題が出たことについて抜かりのない手配が要るんじゃないけれども、その抜かりのない手配に、どうもつながっていないように感じる。その辺は、しっかり対応されることをお願いしちよきます。

もう一つ、セアカゴケグモの話がありましたが、現状で報告することがあれば先に聞きましょうか。

○植本環境政策課長

セアカゴケグモの調査につきましては、5月から月1回程度、発見場所付近で調査をしております。毎月、行っておりますが、現状は確認できておりません。気候が、現在、暖かいというか、温暖化が進んでおることから、これを12月ぐらいまで続けていきたいと思っております。

以上でございます。

○河村委員

5月から、この11月までの、どのくらい確認作業、月1回と言うちゃったか、その中では見つけていないと。それはそれで喜ばしいことじゃあるんですが、生息を含めて、ある程度、限定されたりするんですが、岩国基地のところで見つかったときも、調査するときには余りないとかと言いながら、2年、3年たったと思ったら、そこらじゅうにおったわけ。

その活動域の問題等に含めて、何か確認できていないことがあるんじゃないかと思うんで、そのあたりも、ここだけでやらんことよ。

普段の仕事でやってくれりゃ、それでええんじゃないから。その辺のところをよろしくお願いをいたします。

それから、し尿処理場のところなんですけど、結構、一番上の上部は足場を撤去しているような気がするんですが、今から、まだ下へ、あそこは工事は行くんですか。それとも、もう終わりですか。

○中本深山浄苑長

現在、上の部分が、鉄筋を64本打ちまして、今からくいを35本打つところでございます。

○河村委員

今から35本。

○中本深山浄苑長

はい。下の面につきましては、来年度着工の予定でございます。
以上です。

○河村委員

そうすると、その完成は来年度末。

○森重副市長

直接的には治山事業でありますので、所管は経済部であります。今日は苑長が来ておりますから、苑長が一番現場に近いわけですから、苑長からお答えをいたしました。現在、県の治山事業として取り組んでいただいております。今、見えている工事は第1工事であります。県から聞いている状況は、3期工事まで予定していると。それだけ大規模な工事をしないと、あそこが安定をしないという状況でありまして、いつ完了するかが一番我々としても気になっているところでございますが、現状では明言ができない状況でございます。

多額の費用もかかりますし、大規模な工事になっておるということだけは御理解をいただき、一日も早く完了していただくようお願いをしておりますが、これも国の補助事業ですので、今は第1期工事、今後、第2期、第3期の工事が予定をされているという状況でございます。

以上でございます。

○河村委員

何か代替方策。車で移動さす方策と、あと、例えば、今のし尿処理場そのものをやめてしまうというようなことが要るのかどうか。その辺の手は尽くした。

○森重副市長

し尿処理施設であります深山浄苑の昨年7月以降の状況につきましては、委員御案内のとおりでございます。現在も、搬入ができておりませんので、それについては非常に我々も危機感を持っております。

一方、今年度予算で計上しておりますとおり、下水道への共同化事業への調査を、今、並行して行っている状況でございます。深山浄苑につきましては、共用開始後20年を

経過をしておりますので、深山浄苑について、例えば、継続的にそこで処理をすることにできたとしても、いずれ大規模な改修をしていかなければならないという問題もございますし、昨年7月以来、深山浄苑での処理ができておりませんので、我々としても危機感を持って、下水道への共同処理についての具体的な調査に着手をしたところでございます。

現在実施中の治山事業の様子と、下水道の共同処理のあり方について、並行しながら研究をしている状況でございますので、そのあたりの調査の御報告する時期が参りましたら、議会にお知らせをしていきたいと思っております。

以上であります。

○河村委員

この間、流域下水の見学会があつて行つたんですが、僕は、汚水処理をするタンクが2つか3つできちよつたと思うたら、あれは1個しかないんじゃないか。ということは、今後、流量がそんなにふえるということもないから、今のグラウンドについては、恒久的な球技をやるようなグラウンドというような方向性も出てくるんじゃないか。

○森重副市長

流域下水道の処理場として一定の面積を確保していますが、島田川流域の下水道処理をしておりますので、いずれ、施設も老朽化していくということになってきます。そうすると、基幹改良をしていくのか、別な形で施設を設けていくのかということになってくるわけです。

そのためにも、現在グラウンドになっている部分については、委員が、今おっしゃられた恒久的な形でのグラウンドとして使えるかどうかというのは、不透明な状況であります。

今後、処理場のあり方等について、次の修繕か、それとも抜本的な基幹改良になるのかは、不明でありますので、現状のグラウンドでそのまま使用することを保証するものではないという状況であります。

以上でございます。

○河村委員

そのくらいは思つちよつたんですが、今、埋立地の西側部分についてあいちよつた。要は、タンクが3つあると思つたら1個しかなかつたから、もうあと2個分のタンクがあいちよつたんで、ちよつとびつくりしたんで、そんなことも検討の一つの材料にしておいていただければ助かりますので、よろしく願いいたします。

終わります。

4 病院局関係分

(1) その他（所管事務調査）

質 疑

○土橋委員

山口県内の再編統合の対象病院として公表されたのは14病院でありますけれども、この14病院で、全国的に見ると4番目に高く、46.7%あると。当然のように、全国で強い反発があることは当然でありますけれども、この5日の一般質問で時間がありませんでしたので質問が残っております。お尋ねをしたいと思っております。

診療実績について聞いてみたいと思うわけですが、がんや救急医療といった9項目の診療実績というところを、具体的にはどういうものなのかということをお聞きをしたいと。

例えば、がんの診療実績ということになってくると、具体的にはどういうことなんだろうかと、診療のことを指すのか、特別の診療のことなのか、あるいはがん患者1人を診察をしたというような数字なのかどうなっているのかというのを、まず教えていただきたいと。

○西村病院局管理部長

おはようございます。それでは、今の御質問に御解答いたします。診療実績でございますが、まず9項目あるというふうでございますが、例えば、がんでございますと、その中にさらに5つの領域がございます。これは、がんの手術等でございますが、肺呼吸器の手術、乳腺の手術、消化器の手術、泌尿器系の手術、それと放射線治療の実績でございます。これは手術の件数、放射線を治療したその件数ということになります。

さらに、心血管疾患につきましては、これはカテーテルの処置ですね、それと外科的な手術でございました。

脳卒中については、超急性期加算をとっている、とっていない、またクリッピング手術、開頭手術、血栓除去など4項目がございます。

救急医療については、救急車の搬送の実績、また骨折の手術などでございます。

小児については、小児の入院、また集中治療の件数、周産期では、分娩件数、またハイリスク、そういった件数でございます。

災害医療については、拠点病院になっているかなっていないか、僻地病院についても、これも拠点病院となっているかなっていないか、研修派遣については、基幹型臨床研修病院になっているかなっていないかというのが実績の項目として上がっております。

以上でございます。

○土橋委員

再編、統合指定の判断材料というのはどんなものがあるんですか。

○西村病院局管理部長

今申し上げました9つの項目、いわゆるこれA評価と言われるものでございますが、これについて診療実績が特に少ない病院、これ9項目が全て診療実績が少ないということになれば、これA評価の該当病院ということになります。

それともう一つ、B評価というのがございます。B評価につきましては、6項目でございますけれども、これ先ほど言いましたがん、心血管疾患、脳卒中、救急医療、小児医療、周産期医療のこの6項目が基準になるんですけれども、この中で、診療の実績がその構想区域内で上位50%以内を上位グループとします。以下を下位グループにします。

それと、上位グループと下位グループで明らかに差がある場合を集約型、上位グループに入っても下位グループの最大の診療実績と1.5倍の差がない病院を一定の差がない病院として横並びに集計しております。

そして、集約型の場合は、上位グループに入っていない病院、横並び型の場合、下位グループ及び上位グループの中に入っているが、下位と差がない病院を類似の病院と位置づけて、さらにその類似病院間の距離が車で20分以内になる病院を近隣している病院としてこれらをB評価の判断基準としております。

ここにつきましては、6項目あるわけですが、これも6項目全てこれに該当すれば該当病院というふうにされております。

以上でございます。

○土橋委員

今言われたものの中で、1つでも当てはまったら病院が公表されたというふうに考えてもいいんですか。

○西村病院局管理部長

A評価であれば9項目、全部が対象であれば該当病院、B評価であれば6項目ございますが、これは全て該当すれば該当病院ということですよ。

○土橋委員

例えば、私もよくわからないんですけども、救急というのがありましたけれども、これまた別枠のところなんでしょうけれども、救急専門医療の先生というのは、常勤でなければならぬと、この今回の中には、言われているのが、それはそうなんですか。

○西村病院局管理部長

ここに上がっているのは診療の実績でございますので、常勤であろうが非常勤であろうが、その救急搬送を受けた件数ということになります。

以上です。

○土橋委員

月初めに出た新聞なんですけど、地元というか、地方紙なんですけども、救急医療の知識と経験が豊富な医師、すなわち救急専門医療の常勤、救急患者のための専用病床の

整備を十分果たすことができないというような病院が指定されたんだというふうに書いてあるんですけども、ちょっと違うんではないかなとは思ったんですけども、言っているのはあれですよ、大学の名誉教授ですよ。

おかしいなと思ってやったんですけども、もちろんこの人は公的病院再編に賛成の立場の人みたいなような、書き方からしてそうじゃないかとは思うんですけども、それは違うんですね。

○西村病院局管理部長

あくまで厚労省が言っているのは実績、件数でございます。

以上です。

○土橋委員

いろいろこう言われましたけども、例えば、手術もあるよ、何もあるよというのはあるんですけども、今9つのやつを全部言われましたけども、よくわからないんで何遍も聞くかもわかりませんが、この9つのところで他と比べて実績が特に少なかった場合においては対象病院ということになる。だとするならば、がんにしる何にしる、いくつぐらいの病院と比べるわけですか。

○西村病院局管理部長

A評価の場合は9項目ございますけれども、9項目全て実績が少ない場合に該当となります。1個でも少ないんでなくて9項目全てが実績が少ないとなったときに、A評価の場合は該当病院となります。

以上です。

○土橋委員

だから、実績は少ないと言われるのが、あなた方は専門家じゃからすぐにわかるかもしれないが、私としては、じゃあいくつの病院と比べるのかという話をしよるんです。

○西村病院局管理部長

病院と比べるということになりますと、これはB評価ということになります。その6項目の病院で対象となるのは急性期の病院であって、例えば、光総合病院で言えば、光総合病院から20分以内ある急性期の病院がその比較の対象になるということになります。

○土橋委員

いやいや周りを、例えばの話をせんでも、いわゆる、土橋病院と西村病院と桑田病院と、これを比べて低いからそうなるんだよと言ってくれるほうがわかりよいんです。今の聞いてもわからんですよ。

もう一つは、20分っていうけれども、どういうのか、周南の医療圏でいう20分なのか、どこでもええんよという20分なのか、それはどんなですか。

○西村病院局管理部長

もちろん対象となるのが、周南医療圏内の病院でございます。個々の病院、いろんな場所でございますので、その病院とそれぞれその病院から20分以内というのが対象、比較の対象になるということでございます。

○土橋委員

だから、さっきから言いよるように、どこの病院と比較したのかというのは内緒ごとなの。

○西村病院局管理部長

どこの病院と比較したのかは、それについては、まだ厚労省のほうからデータが出されておられませんので、推測でしか言えない状況です。

○土橋委員

例えば、周南医療圏ということになってくると、それなりに考えられるんですけども、私なんかはもう病院っていえば内科だとか外科だとか泌尿器科だとか、あるいは眼科、産婦人科、小児科とそういうイメージなんです。ところが、発表になったものを聞いてみると、それとはイメージが全然違ったような比べ方というのがされているので、どうでも聞かなきゃならないような状況なんですけどね。

それと、こればかりやっちゃよくわけにはいかないんで、お聞きするんですけど、病床機能報告による病床数等というのがありますけど、これを見ると、これは稼働率なんですね。稼働率を見てもみますと、大和の場合は82%と載っているから、82より下が14病院もあると、ものすごく素人っぽい質問で申しわけないけども、82より下が14病院もあるのに再検証の機関になるというのは、何でなのかという単純な疑問を覚えるんですよ。どうなんです。

○西村病院局管理部長

今回、その判断基準となった項目の中に、病床稼働率というのはございまして、先ほど言いました9項目、または6項目が基準になっているためだと考えられます。ただ、その項目につきましても、ほとんどこれは急性期が主にやるそういった基準の内容になっていますので、慢性期中心の機能を持っている大和病院については、そういった急性期を今中心にやっておりませんから、その辺の実績は低いということで上がったものだというふうに考えております。

○土橋委員

それが病院類型ちゅうあれですか。稼働率の、病院類型というのは何を示すんですかね。わからん。私が持っているぐらいだからあなたが持っていないというのが信じられないじゃないですか。

それはいいとして、診療実績が特に少ないというところで、じゃあ該当数は、いくつなら合格するんだろうかと、こういうのを、私がつくったんじゃないですよ。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・

○土橋委員

それを言うなら、まさに副市長が言うようにおかしいんですよ。診療実績が特に少ないというところを見てみても、それは確かにどこと比べたんかしらんけれども、これだって実際には、医者がないからそうなっているんですよ。医者を回してくれないからこの何ていうの、脳卒中であれなんであれかんであれ小児科であれ、先生がいさえすれば問題はないというふうに、私は思います。

この話もこの辺で、中途でありますけどやめまして、公立公的医療機関等に求める再検証の内容についてですけれども、2025年を見据えた構想区域において担うべき医療機関としての役割とか、あるいは医療機能別の病床数についてとかというようなものについては、もう既に答えは出ているんですか。

○西村病院局管理部長

それは、厚労省が公表した後についての御質問でしょうか。厚労省が424の病院の名前を出した後にそれらについて検討しているのかというお尋ねでございましょうか。

○土橋委員

それはまあそれも含めたらだろうけれども、この前の調整会議のことは一般質問でお聞きをしたんですよ。一定の理解はしたけれども、医師が参加をする検討委員会というのがあると。検討委員会の組織についてはどのようなことを行っているのかなど。今は何が問題になっているのかなっていうふうなんで、聞きたいことがあるので、先ほど言ったこういうふうなものについては、片はついているんですかっていう問なんです。

○西村病院局管理部長

順を追って説明しますと、改革プランというのを光、大和でつくりました。この改革プランをもとに調整会議の中で2025プランという、ほとんどこれ同じ内容なんでございますけれども、これを調整会議の中に出しております。

これについて、調整会議の中で一応、光、大和のプランについては問題ないだろうということで、その会議の中では合意を得ております。

合意を得た後に、先ほどあった424の病院が公表されて、もう一回再検証しなさいというふうな流れになっているというのが、今の現状でございます。

○土橋委員

もう一回、再検討しなさいちゅうもう一回というのは、何を検討せちゅうのか。

○西村病院局管理部長

それぞれの病院の機能、それから今後の病床数が主でございます。

○土橋委員

ということは、大和はもう全部一緒にせというふうにはしかとれんのですけども、そういう解釈ですか。

○西村病院局管理部長

それぞれの病院が検証して、検証した結果、前回出した2025プランと全く考えはかわらないよということであれば、それをもう一回出して、調整会議で合意を得れば済むということでございます。

○土橋委員

もしかしたらみたいなお話ではおもしろくもおかしくもないが、しかし、実際に2025を目途に会議を行っている検討委員会みたいなどころでは、大和と光はこうなんだよというんで、それは了解してくれよと、それはいいですよということになっているのが、厚労省が言うてきたからといってごろっとはかえられんでしょう。かわるんですか。先生出ちよってんじゃけ。

○桑田病院事業管理者

その、どうなるかということは、今後やっぱりやっていかないとしょうがないと思うんですね。つまり、そういう話をしよって、かわらなければ3月、かわることがあったら9月まで待ちましょうという感じなんですね。それを今後、地域医療構想の中で、いわゆる病床の件だとか、僕は要するには病床のほうの部会なんですけども、そういうのを今後検討してくれということになっていると思っております。

ですから、今後そのこの中でどういうふうやっていくかということに関しては、またはっきり言ってもう一回仕切り直しでやっていくということになるんじゃないかと思えます。

この12月26日にその会が開かれますんで、そこで行って、また状況をまず見たいと思っております。

○土橋委員

実はこの問題、さっきも言いましたように、私だけじゃありませんけれども、質問を、一般質問をやりました。そうしましたところ、病院開設者である市長は、断固としてこの2つの病院は守っていくんだということをおっしゃったわけですね。守るというのは、具体的に今のような状況を守るというふうに私はとっているんですけども、それは先生も同じ考えですか。

○桑田病院事業管理者

今の現状を守るということに関しては、僕の考えとしては、病院を守りながら変えていく必要もあるかなと思っています。

ただ、大和病院にしても光総合しても、これがいわゆる統合されとか、それからなくなるとか、そういうことは断じてないというふうに考えておりますので、各病院の中でそういうことがもしも可能であればしていったって、いわゆる地域の構想の中での配分に対して協議していく必要があるんじゃないかと思っています。

○土橋委員

これはひとつお願いをしておきたいのは、一般質問のときにも私は言ったんですが、平成16年の10月に光、大和が合併をしたわけですね。その後、光総合病院と大和総合病院がどうあるべきかを巡って、いろいろ論議になりまして、極端なことを言えば、むしろ旗が立ったわけですよ。そういうぐらい、病院というのはその地域に住んでいる人にとってはまさに命の砦ということであったということ、よくよく頭に入れておいてほしいんですけども。と同時に一つ聞きたいのは、そういう状況の中で今の大和病院があるわけです。急性期が40、慢性期がというような形になっておるんですけども、それは、そんなことはどうでもいいと、10年も20年も前の話をすんなというような雰囲気なんじゃないかな。

○桑田病院事業管理者

大和総合病院と光総合病院の件に関して、そういうことを念頭に言われているわけではないと思いますね。

それから今、地域医療構想は、いわゆる2025のために、いわゆる急性期、それから慢性期、どうしていくかということを考えていかなければいけないということが前提にあると思うんです。

だから、大和病院に対して、じゃあそれがこういうふうにしていくことが多分地域構想の中では、やはり2025を考えて、できるだけそれに合ったようなことをやっていくという考え方はしなくちゃいけないんじゃないかと思っています。

ですから、急性期の今言う病床、じゃあどうするかということなんです。これは、今後、私たちが大和のほうの院長からも含めて考えていくことがありますし、それが大和の中に住まわれている市民の方に不利にならないような方法をとるように考えております。

○土橋委員

ちなみに、これうそか本当か私わかりませんが、急性期の病院に勤務をしているというのと、慢性期の病院に勤務をしているという、そういう人たちがおられるわけですけども、勤めるからには急性期だよなというような、何て言うんか、ステイタスとでもいうんですか、そういうものがあるやに、書物で読んだことがあるんですけども、それは感情的にはそういうふうなもんなんですか。

○桑田病院事業管理者

いわゆる若いというか、研修が終わって今からその科をどんどんやりたいという方、ドクターはやはり急性期の病院でどんどん自分の考えから腕を磨きたいということはあると思います。ただ、それをステイタスとして、慢性期の病院に勤めている方をどうこういうことはまずありません。

そういう若い人でこれからという方はやっぱり急性期を選ばれることが多いということは確かだと思います。

○土橋委員

今回のあれは、山口県で6,384ベッドを削減をしたいというのが厚労省の考え方なんですか。確認をしとこうと思っただけなんですけど。

○西村病院局管理部長

いわゆる山口県の地域医療構想におきまして、先ほど言いましたよう、今回急性期が主に対象になっております。急性期が多いんで、それを回復期が山口県病院が少ないんで、周南医療圏、特にそうなんですけど、急性期から回復期へ病床の機能を変換というようなことを考えているというふうに思っております。

○土橋委員

そうすると、例えば、光総合病院、稼働率が特別いいわけじゃないということになると、例えばの話ですけども、じゃあ慢性期にあと50や60はそっちに持っていくよというような、仮定の話ですけども、そういうことはあり得るわけですか。

○桑田病院事業管理者

もう既に地域包括ケア病床にかえていますですよ。急性期をもう既に地域包括ケア病床にかえております。それは急性期病床じゃないんですね。

今後、増やすということにはちょっと難しいと思います。ですから、ほかの方法もやっぱり考えなくちゃいけないと思っただけなんですけども。

○土橋委員

こういうような状況になったにしても、現状はかわらないんじゃないんですけども、実際には緩和ケアが20床というようなものを、そういう思いであそこをつくったわけですけども、国なり県なりの動きとして医学生の数を増やすとか、あるいは地方に就職するというんですか、そういうふうなもので2025年までには何か光に回ってくる、大和に回ってくるような枠みたいなもの、それもだめみたいなようなことなのか、聞いたら光が見えるのか。

○桑田病院事業管理者

今、県のほうでも医師確保の計画は毎年進んでいます。今度、入試の場合でも地域枠

を増やしたりするということを考えておられるみたいですよ。なぜかという、結局、外から、県外の方が入学してきた場合はどうしても県外へ帰ってこられるか、その後、山口県におられる人が少ないと、むしろ山口県で育った人が向こうのほうがいいということで、地域枠を増やすことにしているということでした。

県のほうもそういう今度は地域枠で、いわゆる奨学金を出すというようなドクターの場合もどんどん増えてきていますんで、今それが昨年度ぐらいからそういう卒業をしてドクターになった人がどんどん増えてきたということなんで、その辺を県のほうとしても、例えばふりわけていくということになってくるように、今後はなるということは聞いております。

○土橋委員

それと、ちょっとこのところだけは、別にはっきりしたからっていったらどうでしょう、ということはないんですけども、済みません、今回の厚労省の思いというのは、まさに安倍政権のねらいというか、これは何だと、私なんかは、いろいろあるだろうけれども、結局は地方交付税算定分を下げようというのがねらいではないかと思いつつお尋ねするんですがね。

さっきも言いましたように、周南だと775床でしょう、減らそうとしているのがね。それを全部、山口県で全部で6,384ベッド、これだけ減したら国はどれだけ出さんでも済むのかというようなものを計算されたことありますか。お願いはしちよったんじゃが。

○西村病院局管理部長

交付税についてのお尋ねでございますけれども、病院に関する普通交付税ですが、1稼働病床当たり74万5,000円、これが基準財政需要額のほうに算入をされております。ただ、御承知のとおり、普通交付税は基準財政需要額から収入額を差し引いた額が交付されますことから、需要額に算入されているからといってその算入額がそのまま交付されることはないということでございます。

実際その効果額というお尋ねでございますけれども、1床当たり74万5,000円でございますので、仮に稼働病床、公立病院の稼働病床1万床削減するとすれば74億5,000万円の基準財政需要額が減少すると。74億5,000万円。

○土橋委員

74億円というのは、山口県は1万5,000ですからね、1万5,000、こっちだ。削減するのは6,300やからそれだったらどのぐらいになるんですかね。

○西村病院局管理部長

自治体病院の、公立病院の病床を何床削減するというふうなものが示されておられないので、その辺については計算は困難でございます。

○土橋委員

1万ぐらいを減らしたら、74億円なんていうのは、これ全国で何ぼになるかと。私も、ねらいはそこだ、消費税を10%にしながらも、それで社会福祉をどんどんやっけていくんだと言いながら、何でもない社会福祉やら何やっけていようなものは、もうどんどん後ずさりするよう状況だというふうに、私は思っておりますし、これから検討委員会等々は開かれると思えますけれども、ぜひ管理者には、今までまだ言いたいことはまだ何ぼもあるんですけども、2つの病院を市民が思うような、市民は必要としとるわけですから、その辺のところでは、現状をとにかく、現状維持どころか、計画しているような問題も解決できるような、そういう道筋で頑張りたいというふうなことをお願いして、私の質問を終わります。

○河村委員

新しい観点と言いますか、公立病院の役割等は何なんですかね。その辺からお願いできますか。

○西村病院局管理部長

公立病院の役割はその地域に応じて不足する医療を提供することであるというふうに思っております。これが基本であろうというふうに考えております。

○河村委員

とすると、今この周南医療圏域でいえば、ベッド過剰地域だと、こういう表現がなされているわけですが、今の話からいくと、不足していないんなら公立病院は要らんかと、こういうふうにもとれるわけですが、そのあたりのところはとういうふうに捉えておられます。

○西村病院局管理部長

病床数については、確かに議員さん言われたとおり、周南医療圏過剰地域でございますけれども、病院が提供する医療が大切であると思っておりますし、その病床数に限らず、病院の機能、それが地域に不足しているものを提供することに意味があるんだろうというふうに思っております。

ですから、病床数に限るものではないのではないかととういうふうに思っています。

○河村委員

私もそう思います。例えば、この周南圏域でいけば、周南記念病院というのがありますが、記念病院と光総合病院の差とは何なんですかね。

○西村病院局管理部長

例えば、診療科とかその辺で光にない診療科などが周南記念病院さんにはあるだろうと思っておりますし、あそこは民間でございますんで、そういった公的と民間というその辺の違いもあろうかとういうふうに思っております。

○河村委員

要するに、民間病院でなおかつ光総合よりは科目も多くて、地域のほうでも結構満足はされておる。そうすると、うちの場合には、公立病院だから操出基準に則って支援もあると。この支援があることと民間で支援のない病院の差とは一体何なんですかね。

○桑田病院事業管理者

公立と民間の違いというのは、先ほどから言いますように、必要な、ほかの病院ではできないようなことをやっていくということでございますね。そうすると、うちの病院では災害と僻地です。だと思っています。

○河村委員

よく高度医療をやるとか、今の採算に合わない医療を提供すると、こういう話をされるわけですよ。高度医療というのは、よく、いつも公立病院の役割の中で言われる話なんですよ。今あったように、周南記念病院は、うちにはない科目も含めてもっと高度な医療をやっているかもわからない。そうすると、今おっしゃったように、災害対応、あるいは僻地のところで、僻地というのは、うちの場合は牛島を抱えておりますから、そういったところで言われるんだと思うんですが、さっきありましたA評価の9項目で全てに少ないと公表されるんだと、こういう話がありまして、じゃあほかにもいろいろありましたね。救急をやるとか小児をやるとか脳をやるとかというようないろいろな話の中で、救急の実績も十分じゃなかったんかと、こういうふうにとられるような話があつてね。

○西村病院局管理部長

光総合病院におきましては、救急、僻地というのは実績があるということでA評価においては該当病院にはなっておりません。

○河村委員

B評価の該当病院だからということで公表されたわけですね。わかりました。

今、民間との違いの中で、公立病院でなければというところの、やっぱりもう少し入ってほしいというのは、前回、前々回のときにいろいろお話をしましたよね。待ち時間の解消について、今この光市の新病院事業改革プランの中でも初期、2次、3次、救急医療機関の役割の明確化、適正化、要はかかりつけ医との違いについて話が出たと思うんですね。

病院事業管理者は、その際に初診を受けなければそんなに待ち時間はとれないと、なくても済むんだという話をされたと思うんですね。じゃあなぜそれが取り組みができないのかという話もさせていただいたと思うんです。先日だったですね、11日、この12月11日に厚生労働省は2020年度から200床以上の病院では紹介状なしで受診すると初診に5,000円以上とるという話が出ておりました。

この改革プランを一生懸命進めていけば、恐らくB評価にも該当しなくて済んだかも

わからないというふうに、私には思えるんですね。

後追いでやろうとすると、要は医師会との問題も含めて、うまくやっていくためには、きちんとかかりつけ医を持っていただいて、急性期に徹していくというようなことも大事なことなんじゃないかと思うんですが、そのあたりはいかがですか。

○桑田病院事業管理者

2つの御質問だったと思います。一つは、今の初診で料金をとるかどうかということと、もう一つは、それをやることによって評価が変わるんじゃないかといったことですが、まず最初のことを言いますと、今回、まだはっきりした状態ではないので、200床以上といっても全部が該当するのか、それともこういう病院が該当するかということは、おおよそあれ出ていますけれども、はっきりしないので申し上げにくいんですけども、そういうことに関して、前回やっぱり一応検討しましたが、やっぱり大まかそれを含めて病院で検討したいと思っています。

もう一つは、そのときにじゃあそういうことをやっておいて評価が変わるんじゃないかということも御質問があったんですけど、それはちょっとどうかと思いますね。ただ、今回その評価というのは、決して初診がどうのこうの、入会がどうのじゃなくて、あくまでもその項目に対してどうかということなので、うちの病院に医者が何人おるとか、外来が遅いとか、そういうような、前にも言いましたが、そういうことは考慮に入っていないので変わることはないと思います。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・

○河村委員

今お尋ねをしておるのは、この新光市病院事業改革プランについてお尋ねをしておるわけでございます。新しい病院ができて、できれば1年ぐらい経過を見た後にいろんな形でお尋ねしたいとは思っておったんですが、今回の公立病院についてのいろんな公表がされたということで、ちょっと早めてお尋ねをしよう。要は、検証を、これ自分たちで自らつくった改革プランですから、それを実行するということが一番だと思うんですね。これをつくったのは平成29年ですから、30年、31年とほぼ2年近くも経過する中で、それができたのかということが一番私には重要に思えるんですね。

その中で、初期、2次、3次の救急医療の役割分担について言っておりますし、今かかりつけ医の問題の指摘もありますし、待ち時間の解消もありますし、そのあたりのところは一連の関連事項だというふうに私には思えるのでお尋ねをしてきたところです。

その待ち時間の解消なんかについては、どういうふうに考えてやってこられたんでしょうか。

○佐古光総合病院総務課長兼防災対策室副室長

待ち時間に関してでございます。まず新病院になりまして、案内システムを導入したり、正面エントランスで自分の診察順がわかるというのも入れました。あと、情報ラウ

ンジにも病気に関する冊子というのを設置させてもらっております。あと外来ではフリーのWi-Fi、こちらを利用することができます。売店も利用するということができるように準備をいたしました。

これはもうこれまでもお示ししているとおりでございます。先月、11月の14、15日に新病院になりまして初めて外来のアンケート、こちらのほう、実施させていただきました。まだ集計の途中ですので、若干今から申します数字は変わる可能性はありますが、アンケートの結果としまして、一応、満足、とても満足というのが前回、平成30年に実施しましたアンケートでは4.1%でしたが、こちらが今回では7.6%と3.5ポイントほど増加しております。やや満足に関しまして7.6%から10.5%、2.9ポイント増加しております。普通に関しましては増減なしで40.4%となっております。不満として33.1%が28.2%、4.9ポイントの減となっております。とても不満というのが14.9%から13.3%、1.6ポイントの減となっております。

一応こういった、途中経過であります、こういった結果になっておりますので、待ち時間解消とまではいってはないのかもしれませんが、待ち時間を有効に活用していただくというものでは、多少効果があったのではないかと考えております。

今後、当然ですが、待ち時間を有効に活用する策を検討して、今後いろいろと考えてやっていき、当然、APDCAサイクルを回して改善に努めていきたいと考えております。

以上です。

○河村委員

いろいろ改善は当然なされておるもんだと思うんですが、今でも朝9時前に出かけていってもお昼までかかるという、話をよく聞いてみれば、ほとんどが初診で、やっぱり初診を診る人は当然待ち時間が増えるというふうに、当初からそれでもいいかという、やっぱり告知が要るんだと思うですよ。普通の予約で来る人はきちんと適正にされているかどうかちょっと知りませんよ。私が聞いた人は、初診であったという話ですから、そのところで、今かかりつけ医からの紹介を今以上に増やすことで、前回のときにも、それならきちんとできるというようなその話があったかと思うんですが、そのあったが、できるというならやればええというふうに思うんですが、なぜそれができないのかというのも気になるんです。この改革プランでもそういう紹介率も増やすということをうたっているわけですが、何かそこにまずいことがあるんですか。

要するに初診を減らすと、要は初診で来られると長く時間がかかりますよというような告知をすることで、要は紹介率を今以上に上げていこうという取り組みをすることで、何か障害があるんですか。

○桑田病院事業管理者

一つは、障害ということではないんですけども、やはり紹介される先生方が、例えば、泌尿器科なんかは特に、専門の開業の先生もおられませんので、その方はもうどうしても紹介状なしでみえる人がありますよね。ほかのことに関しても、例えば、なかなかそ

の患者さんっていうか、来られる方でなかなか紹介がとりにくい方も結構あると思います。

その辺の問題がちょっと今後どうかなということをやっぱり入れなければいけないかなと思っているんですね。

あとは、それを各科で紹介することによって、初診を減らすということがあって、それが望ましいという科もありますし、なかなかそれじゃあ患者さんが来にくいんじゃないかというふうな意見がある科もあります。まずは、その辺の意見をまず調整しながらやっていけないかなと思っています。

それから、すぐ、はい、私やりますよというわけにはなかなか病院全体としてはちょっと難しいんじゃないかと思っていますんで、それともう一つは、まず医師会としっかりそのあたりを話さなくちゃいけないかなと思っています。そのあたりのところが、支障ではないんですけど、全く何もなくてすっといけるという状態ではないと、僕は考えております。

○河村委員

この改革プランは、病院の総意じゃないんですか。

○桑田病院事業管理者

改革前の話をしているわけじゃございません。改革前に病院の総意じゃないかということに関して言ったわけではございませんので、先ほどの経緯は、初診の患者さんで料金をとるかとらないかの話がございます。改革案に関してではありません。

○河村委員

料金をとるとかとらんじゃなくて、かかりつけ医等の地域の医療機関の後方支援病院として役割を担うところ言うたり、いろんところで急性期医療をもっと進めていくというふうに捉えられますよね。そうすると、聞き流してもろうてもいいんですけど、通常の医師会に所属している診療所の中には、市立病院に行くと患者は帰ってこんど、こういう御意見もあるんですいね。要するに初診をそのままやるから、なじみになったら当然、患者というのはそういう動きをしますから、そうすると、普段からそういう紹介を多く求めるといのは、通常の診療所にかかりつけ医を持ってもらうことが今の市立病院の急性期医療をもっと高めていくことにつながるというふうに思えるんですが、その辺はどんなですか。

○桑田病院事業管理者

確かに各患者さんにかかりつけ医があつて、その方が診られるのが理想で、それが一番いいことだと思っています。問題は、私たちを紹介して、紹介なしで来たときに、じゃあそれを私たちが取り組むかといったら、実際、僕も外来やっていますけども、各科のドクターみんな考えているのは、別にうちのほうで抱え込みたくはないんですよ。むしろ、近くの開業医の先生のほうに行ってくださいよというお話をするほうが多いん

です。だから、今言われるとおり、全員紹介したら抱え込むということは、まずあり得ないんですね。

紹介されるときに、じゃあそれが、じゃあこういうことで終わりました、じゃあそっこのほうにどうぞと言ったときに、じゃあ患者さんはどう考えかということになると思います。

私たち医師からすると、決してうちの病院に抱え込むつもりは全くございません。むしろ、そういう意味では、かかりつけのドクターがおればどんどん返したいと思っておりますが、なかなかそういうわけにいかないということは、一つは患者さんの希望があるということ、もう一つは、よく言われるんが、こちらで私は整形に来た、腰が悪い、こういうことがあったならば、近所のほうでお薬をとった場合に、私は実は泌尿科にかかっているんです、内科にかかっているんです、じゃあついでに、やはりあちこち行くのはいやじゃからこちらのほうで診てもらえませんかということもあります。

ですから、決して私たちは抱え込もうとは思っておりませんので、よろしくお願ひします。

○河村委員

抱え込もうと思っているとか思っていないとかいうんじゃないくて、前回にもお話をしましたが、周東病院には初診は御遠慮くださいと、張り紙がしてある。それは、急性期をもっと十分に診ていただくというところから、そういったものをやっているわけですよ。そのことについてもお話をしましたよね。

だから、急性期を思った以上にやっついこうとすれば、今、限られた医療資源の中で十分な機能を果たすためには、そういうことは積極的に取り組まなきゃいけないんじゃないかと思えるんですが、そうは思いませんか。

○田村光総合病院事務部長兼地域医療連携室長兼防災対策室長

初診を診ないということは、公立病院としていいことなのかどうなのか、そこから考えていかないといけないかなと思っています。当然、紹介状をもらったときに、医院から紹介状をいただくと費用は負担をしなくて済むということの考え方はやっていくべきとは思いますが、公立病院である光、大和に受診をしようと思ったときに、どこかにかかっていないとかかれないということを制限することがいいのかなというふうなことをちょっと考えています。

○河村委員

初診を診ないと言っていないですよ。制限するとも言っていないですよ。そういうふうなかかりつけ医をもっと増やして、紹介を診ることで予約をして、診療時間が効率よく回せると。要するに、急性期の病院はそういうふうにとんどん進めているんですよ。しかもこれ、自分のところの改革プランにそうやって書いちゃうじゃない。

だから、それを実行できないと思うのは、何か理由があるのかねという話をしよるんですよ。

○田村光総合病院事務部長兼地域医療連携室長兼防災対策室長

失礼しました。先ほど院長が申しましたように、外来患者が多いという部分もありますけれども、紹介の部分は、実際には紹介数が30から40のところっています。そちらを増やしていくことは、当然やっていくことにしています。

各診療科から紹介をしたいのでというので、地域連携室のほうに話が入ってきます。実際に紹介状を書くとなるときに、先ほど院長が申しましたように、本人さんの意思とかがありますので、現在この紹介率の部分に落ち着いていると思っています。

これを上げていけというのは、議員さんがおっしゃるところだとは思いますが、そのあたりの努力は一応させていただいています。

○河村委員

ですから、そのあたりの努力というのは、じゃあどういう形であらわれるのかなど、周東病院のその話をしました。だから、病院事業管理者もその紹介率を増やすことで待ち時間の解消にも効果があると、こういう話をいただいたから、じゃあ何でそれがもっと積極的に進められないのかなど。

要は、片一方のほうでは形に見えるようなものであらわしているわけですから、そういうものを、まねをせえとは言いませんよ。何か映したら待ち時間の解消になるんじゃないかというのは、普通の初診で行った人も、要は再診でかかった人も、じゃあ満足して黙っちゃりゃいいんですよ。診察が終わって帰ってきたら、何ちゅうてもきょうは4時間も待たされたと、そういう話を帰ったらするんですよ。

そういうふうにしていただかんためにも、何かいろんな策を考えてやっていかなきゃいけないんじゃないんですかというお話をしているんで、まだ返事があれば言うてもろうてええですよ。

○田村光総合病院事務部長兼地域医療連携室長兼防災対策室長

当然、待ち時間の解消に努めていますというか、現場でもいつも待ち時間のことは気にしていますので、検討はしています。ただ、診療までの待ち時間については、患者数とその診療時間の掛け算によってどうしても時間がありますので、実質的な診察前の時間というのは、解消は結構難しいかなと思っています。

あと残りは、先ほど総務課長が言いましたけども、待っている間、どういうふうに過ごしていただくか、待ち時間を感じさせない努力を、そちらのほうにちょっと力を入れてさせていただいているところです。

○河村委員

これもお話をさせていただいたと思うんですが、私自身が今、県立病院にかかってその話をさせていただきました。県立病院そのものも病院機能評価を受けて、改善に取り組みました。その結果が半年で、私の目に見えるほどの成果が上がっているという話もさせていただいたと思うんですよ。

やっぱりよそがいろんなことをやっていることについて、積極的に取り組んでいく姿勢が大事なんじゃないかなと、私には思えるんですよ。

こないだ決算のときに、要は不納欠損とかあるいは未収の話もしましたよね。そのときにも恐らく言ったと思うんですが、その昔のときには、限られた人であったとは思いますが、救急車をタクシーがわりに使ったり、あるいは病院をホテルがわりに使ったりというようなケースがありましたが、まさか今そういう状況が起きているとは思わなかったというのは、未収と余りにも金額が、私にすればですよ、大きかった。

そういったものについても、積極的に改善するのに、その当時の話でも夜間徴収とか訪問徴収なんていうのをやりよったんですよ。それもやっていないという、その話がありました。

だから、どうもその積極的にその病院の経営について、何て言うんですかね、みんなでやろうというふうに、私の目にはちょっと薄れているように思うんですよ。

そのあたりのところをちょっと、せっかくこの改革プランをつくったというのであれば、それを実行する、しかも新病院ができたんだから一日も早くというのが通常の姿だと思うんですよ。そのあたりのところをしっかりと頑張っていただけだと思います。

その中で、課題として、周南医療圏の課題というところで、医師の高齢化、医師、看護師等の医療従事者の不足という項目があるんですよ。今の現状というのは、今がんの、要はお医者さんの問題ですよ。それから、緩和ケア病棟の話がうまく船出できないというその話の中で、じゃあ新しい病院のこの改革プランというのは、派遣元でもある山大はどういうふうに考えているのかなと。

全てのいろんな項目について、それは医者がおらんのじゃからできんいねとこう言ったら、それで終わってしまうんですよ。じゃあその医者はどういう確保があったんかと。この改革プランを実行するためには、相当数の医者が要るわけですよ。この改革プランというのは、派遣元である山口大学というのは一切かかわらないんでしょうか。

○田村光総合病院事務部長兼地域医療連携室長兼防災対策室長

山大との医師の派遣につきましてちょっと申し上げますが、先ほどのがん診療緩和ケアと放射線治療の件について申し上げますけれども、緩和ケアについては、山大の人事でお願いはしていません。実際に緩和ケアのほうは、個々に個人の医者というふうにアポイントをつけて相談をしてきている状況にあります。

以前は、ある程度、見込みがありましたけれども、一応状況がありまして、実施にはいたっておりません。というのが現状です。

放射線治療につきましては、大学のほうと関係がありますので、以前から調整をとって話し合いをさせていただきまして、向こうの放射線部、放射線科ですね、という部門とも研修等の話もさせていただきました。そういう中で、実際には一昨年、お名前はあれですけども、教授がちょっと異動されまして、不在になったところで、1年少しちょっと空席になっています。その間、話し合いはできていません。今年度、就任されたので、一応本会議でも説明したと思いますけども、話し合いというか、話をさせていただきました。

まずは今までの状況とうちの施設の状況を把握をしていただいて、お願いという形にしていくとは思いますが、現状で言えば、向こうの医局の中の人事自体も結構少なくなっているところがありまして、すぐにうちのほうに派遣というのは難しいかなという事は思っています。

まず、当面うちはどちらを先に進めたいかといいますと、病棟は緩和ケア病棟として設置をしていますので、そこは入院患者さんが必要なところなので、大もとで改革プランのほうにも緩和ケア20床と記載があります。それに向けてまずは医師の確保というか、そこを進めていきたいかなというふうに思っています。

今の地域構想の中でも今、急性期が多いという部分がありましたけれども、うちと今の緩和ケアのところの20床も今は急性期の数字に入っています。それ実際に緩和ケアと実際に稼働できるならば、その急性期という意味合いがはずせるんじゃないかなというふうに思っています。そのために緩和ケアの実施していただける医師のほうを早急に探していきたいと思っています。ある程度の見込みを立ったらまた報告をさせていただきたいと思っておりますけれども、人事のことなので、なかなかここで云々言うことはちょっと控えます。

○河村委員

努力をしようというふうじゃないんですが、そうは言いながら、派遣元がそういった医師不足、もうこの何十年か見ても小児科が大量に出ていたり、いろんなケースが起きておりますから、派遣元そのものが医師の偏在にこうなっていますので、要は医師の確保についても多方面でというようなことも最近打ち出しておられますので、やはり、光市出身のいろんな人をきちんと見つけて、その人にやっぱりコンタクトをとっていく。で、それぞれ親がおったりいろんな事情があるんで、特別な事情が起きたときは帰りたいんですよ。その可能性が一番高いんで、そういった人に常にコンタクトをとっておくことが、次につながるというふうに思います。

こないだ、長くうちの病院では貢献をしていただいたと思いますが、五嶋先生がお亡くなりになって、何十年もそのうち勤めていただいて、最後ちょっと残念な形ではあったとは思いますが、山大ではない人が長くおっていただいたことで、結構光市にとっては貢献をしていただいたと、私にはそういうふうには映っていましたがね。やっぱり、通常のルートではない人がもしも見つければ、余計に貢献をしていただけるような気がするんで、そういうふうなあり方がいいんじゃないかなと思います。

それから、医師会との関係で、公開講座等をやるんだと、こういうお話がこの中にも出てくるんですが、どのような形で実施をされています。

○田村光総合病院事務部長兼地域医療連携室長兼防災対策室長

医師会等との公開講座は、今ここでは説明できませんけれども、病院としては、健康講座の依頼を受けて、現在ではしているところです。

病院の中で講座を開いて応募をかけることは、今は実際にはできていない状況ではあります。

○河村委員

そういったところも大事な要素だと思うんですね。私この前、決算のときに、看護師さんとかの研修記録について話をしましたよね。市の総務のほうの職員研修は項目と参加人数についてきちんと明示があるけれども、今、病院局については、話は出ていく、そういう話をします。研修を受けています、何ぼやっていますというんじゃないで、ちゃんと明細を出してちょうだいというふうにお話もしたと思います。

それについてはどんなですか。記録の整理をきちんとされているのか。

○田村光総合病院事務部長兼地域医療連携室長兼防災対策室長

記録の整理はしてあります。公開をするか云々については、病院としての研修と自己で研鑽をする場合の研修と結構ありますので、公開は一応させていただいておりません。

○河村委員

中身がこういうことで、いやもう2時間もあそこの研修を受けに行ったとかいうんじゃないで、市の決算書は見られたことがあると思いますが、年間にこういう研修を受けたと、頭出しでいいわけですよ。こういう、今は看護師でも専門職になっていますから、当然行きよるはずなんですよ、そういう研修にはね。だから、その記録を出すことは、自分のところの質を高めることでもある、そういうものを公表することで。

だから、それが十分でなかったら公表できんというのは当然あるんですけどね。もしも十分にされておるのなら、そのあたりのところはしっかり公表される必要があると思うんですが、いかがですか。

○田村光総合病院事務部長兼地域医療連携室長兼防災対策室長

研修につきましては、医師の研修と看護師の研修、それぞれいろいろあります。医師の研修につきましても出張研修とかもありますけども、そういうことに関しては、提出いただいている分について年間に出したりしますけども、看護師の日々の研修、月当たり何回もありますけども、その研修の回数を出すとか、どういう研修をしているかというのは、今出しておりません。出すことに関してはちょっと検討させていただければと思っています。

○河村委員

周南記念病院との違いをお話をさせていただきました。ものすごく苦勞しておっているんです。下松市に、要は交付税措置があるんだから出してほしいと、こういう話をしても、下松市が拒否をしていますから、公的な支援というのはない状況の中で頑張っておられるんで、うちの場合は、両病院で相当な金額の繰り返しをしていますから、そういう意味では、見違えるほどの違いが出てええぐらいなんです。私らにすればですよ。

だから、そういうふうな思いで、いろんな課題が出たときに、その課題について解消

していくという姿勢が大事なんで、さっきの満足、あるいは不満、あるいはやや不満と答えた人が49%でしょう。半分の人が不満に思っているというのは、やっぱりちょっと自分らのその対応が満足、十分でないというふうにとられるんで、そのことについてぜひ真摯に向き合っていたいただきたいと、そういう要望で終わりますので、お願いをいたします。

○畠堀委員

新病院についてはできて7カ月たっておりますけども、私どものほうにも多くの市民の皆さんから、新しい施設、設備について、非常にいいという評価をいただいております。その中で、やはりそれだけ期待が大きいということで、4点の要望を今回お聞きしたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

まず1つは、病院の会計システムですけれども、今キャッシュレス化というのが取り入れられていないと。やはり、最近では、がん治療とか検査等についても高額な費用がかかるものがありますので、そういった高額のお金を持ち歩くというのもいかなものかと思ひます。

世の中全体としてもキャッシュレスカードのほうが進んでおりますので、このあたりのところについて、7カ月ありますけども、どのように考えておられるのか、お伺ひしたいと思ひます。

○佐古光総合病院総務課長兼防災対策室副室長

キャッシュレスについてですが、新しい病院で自動精算機ですね、こちらのほうを導入したのですが、一応こちらのほうがクレジットカードも対応できるというふうに聞いておりますので、検討をしてみようと思ひております。

以上です。

○畠堀委員

この件については、新病院だけじゃなく大和も基本的には同じになってくるんじゃないかと思ひますが、今ある機械での対応ができるんじゃないかということなんで、期待はしておりますので、なるべく早く進めていただけたらというふうに思ひますので、よろしくお願ひします。

それから、次に、先ほども少し話が出ておりましたが、売店を設置いただいているということで、この売店については半日営業、休日の営業はないということで、中には入院患者もおられて、家族の方もお見舞いに来られたりするケースも多いかと思ひます。特に病院の立地条件から考えますと、病院の近辺には売店等もございませんので、入院患者だけじゃなくて、お見舞いだとか家族、そういった方への思いというものも含めて、その辺の営業についてはもう少し充実する方向で検討いただきたいと思ひますが、このあたりについてのお考えがあったら教えていただきたいと思ひます。

○佐古光総合病院総務課長兼防災対策室副室長

売店についてです。売店については、今、契約で平日と土曜日ということで契約をしています。売店とは会話する機会がございますので、その辺については今後伝えていって、どのようになるかはわかりませんが、話をしていきたいと思っております。

以上です。

○畠堀委員

そういった意味でいくと、食堂というような思いはあるとは思いますが、とりあえずイトインという形もありますし、売店の営業についてもう少し配慮いただくような形での検討をぜひ、取り組みをお願いしてみたいというふうに思います。なるべく早く実現できるようにお願いしておきたいというふうに思います。

それから、次に、駐車場については非常に多くの車がとまっておられて、ほとんどの多くの方が通院は自家用車で行われているんじゃないかなというふうには思いますが、そういった公共機関を使って通院される方もおられるというふうに思います。

今、病院として大和病院と光総合の間のバスを営業して回っていますが、大きな交通結節点として光駅というのがあるんですけども、光駅からの交通、公共交通で言いますと、民間のバスになるかと思いますが、そのあたりのところも含めて、公共機関なりバスを使って通院される方の実情についてどのように把握されているのかを教えてくださいましたらと思います。

○佐古光総合病院総務課長兼防災対策室副室長

先ほども申し上げました。新病院で初めて行いました外来のアンケート、こちらのほうにも一応どういった手段で病院に来られているかという項目をアンケートいたしました。集計中で数字が若干公表するときはかわる可能性があります、申し上げたいと思います。

自家用車ですね、自分の車で来られるという方が一応54%ございます。バス、これはJR、防長、区別をしていないんですが5.6%いらっしゃいます。シャトルバスですね、大和総合病院と光総合病院を結ぶシャトルバスですが、こちらが1.8%、タクシーが8.8%です。自転車が、この日はたまたまゼロだったみたいです。アンケートを取った中ではゼロだったみたいです。一応ゼロ%になっております。

自家用車の送迎、家族とかの送迎というのが18.9%ございます。ぐるりんバス、こちらが2.1%、電車、こちらが0.3%です。この電車、済みません、ここからバスで来られているのか歩いて来られているかちょっとそこは不明なので申しわけございません。あと徒歩が4.4%、バイクが2.4%という、途中経過であります、集計結果となっております。

以上です。

○畠堀委員

通院についてやはりもう少し公共機関の利便性を高める部分については、要望も出ておりますし、何らかの工夫があってもいいのかなというふうに思います。特に私が

伺っているのは、光駅からのバス等についてももう少し配慮がいただけないのかということ伺っているわけですが、例えば、シャトルバスを延長して光駅まで行くとかということは、検討に値しないというような状況なんですか。

○川崎病院局経営企画課長

シャトルバスにつきまして、大和総合病院と光総合病院のシャトルバスについては、両病院の機能分化のときに2つの病院を1つの病院として考えるということで、両病院間のみの運行としております。

以上です。

○畠堀委員

それは、内部的な取り組みだということなんですか。それとも公的な。

○森重副市長

公共交通の運行に当たっては、さまざまな制約がございます。病院間のシャトルバスにつきましては、今、課長から説明をしたとおり、機能分化によって2つの病院を1つの病院と見立てるということから、病院間のシャトルバスを運行をしているわけであり、これは、現在無償であります。

先ほどから委員さんからもお話がございますとおり、光総合病院を本年5月1日に開院しまして、民間のバス事業者をお願いをしてバスのルートについて見直しを図り、今運行しているわけであり、そこは当然のことながら、有料での運行でありますことから、このあたりについては、詳細なバス事業者との整理も必要だし、その前に、有償運送と無償運送との整理もしていかなければなりませんので、御希望、御要望があるのは十分承知はしておりますが、5月にバスの運行ルートについて、病院行き等へルート化はしたものの、実際に乗っておられる方が、今アンケートは一部でありますけれども、わずかな状況であります。

こうしたことから、本当に皆さん方が言われるように、要るか要らんかって聞かれたら要るってみな答えられます。では利用されているかといったら、乗っておられる方はほんの一部であります。このあたりはこの病院バスに限らず、やはり公共交通を維持していくということは、バス事業者と利用者、また利用されない方の、要は公的財源を入れていくわけですから、このあたりは十分慎重に検討しなければならないし、JRの光駅、島田駅から電車を使って光駅、また岩田駅から電車を使って光駅に来られる方もいらっしゃいますので、そこから病院に行く上でのアクセスというのは、十分必要になってくると思っておりますので、シャトルバスを光駅経由が可能か否かということについては、十分に法的な整備をした上で、バス事業者とも協議をしてまいりたいと思っております。

以上です。

○畠堀委員

いろいろと条件について理解いたしました。利用者が少ないということで、なかなか増やすのもなかなか一気に進まないんだろうと思いますが、そのあたりについては、やっぱりバスの利便性を高めていく、またそういったものを周知していくということも必要ではないかと思えますし、特に、お年寄りが多い患者さんではございますので、駐車場にとまっている車を見ると、わりとそういったマークもついておりますので、そういった方たちのことを考えると、やはり公共交通のやっぱり利便性を高めていくということは重要ではないかと思えます。そういった観点からの御検討をぜひお願いしておきたいというふうにいいます。

ちょっとこれは所管が違う部分もありますので、ぜひ病院局としてのお答えを、御検討をお願いしておきたいというふうに思います。

それから、最後ですけれども、病院のトイレについては、できたときからいろいろと伺ってはおりましたが、トイレにはウォシュレット機能とか石鹸が常備されていないということで、市民の方からそれは要るものだろうという意見が出ております。その理由については以前聞いたこともありますけれども、改めてそのあたりのことについて、どのように考えておられるのか、教えていただけたらと思います。

○佐古光総合病院総務課長兼防災対策室副室長

トイレ、ウォシュレットですね、洗浄便座の件についてです。こちらのほうなんですけど、一応、院内では外来多目的トイレ、こちらのほうに2カ所、洗浄便座、こちらのほうはつけております。他のところについてはついていないというところがございます。

一応、これを導入するに当たりまして、いろいろ調べました。感染についてがありますので、ないというふうにお答えとされているところもあるんですが、一応、日本環境感染学会というところで、温水洗浄便座が伝播の一因と考えるメタロβーラクタマーゼ産生緑膿菌集団感染事例の検討という報告がございます。こちらのほうで、入院患者さんから検出された緑膿菌24株全てが同一のものであり、患者が使用した温水洗浄便座22基中6基のノズルから菌が検出されましたということがございます。この検出された株と患者さんの株が一致したというふうに報告されています。

その後、温水洗浄便座の使用を停止したところ、新規の患者さんというか、感染された患者さんが減少しましたという事実がございます。その後、再開、使用したところ、また増加し始めたということがございましたので、使用を停止したという報告がございました。

また、温水洗浄便座、洗浄ノズルの除菌条件の検討という報告もございます。こちらのほうは、大腸菌と緑膿菌を付着させた洗浄ノズルの除菌について、次亜塩素酸水による除菌は大腸菌については有効でありましたが、緑膿菌については完全に除去することはできず、この報告でも温水洗浄便座を使用する対象者と場所を考慮する必要があると考えられるという報告がございました。

当院としましては、これらの報告もございます。トイレというのは不特定多数の方が使用されるということが前提にありますので、病院というところでございますので、体調のすぐれない方の利用が想定されますので、院内感染防止の観点から洗浄便座の設置、

全てのトイレへの導入は見送っております。

以上です。

○畠堀委員

また、石鹼についてはまた教えていただきたいと思いますが、今御紹介のあった報告は何年の調査の結果ですか。

○佐古光総合病院総務課長兼防災対策室副室長

先ほどの温水洗浄便座の緑膿菌の感染の事例ですが、こちらのほうは2015年ですね、なっております。もう一つ、温水洗浄便座の洗浄ノズルのほうですが、こちらのほうは2017年というふうになっております。

済みません、先ほど、石鹼の件、済みません、申しわけありません。石鹼についてですが、今、手洗いのところにポンプ式の石鹼を置くようにしております。中には、見られた方はわかるかもしれないですが、洗面台のちょっと小さい洗面台のトイレがございます。そちらはちょっと置くスペースがございませんで、こちらについては、例えば壁つけとかそういったものが見つからないかちょっと検討してみようかとは考えております。

以上です。

○畠堀委員

石鹼のほうにつきましては、当面、進めていただいているということで、ぜひよろしくお願ひしたいというふうに思います。

もう一つのトイレについては、私が機器のメーカーのもんじゃないし詳しくはわかりませんが、やはりそれなりに改善されてきていると思いますし、もう一つ問題なのが、2基ほど置いてある便座ですね、先ほど感染とどういうふうな関係があるのか、関係していないのか、そここのところの検証もしてあるんじゃないかと思いますが、なんせこのウォシュレットについては、余りにも普及しておりまして、やっぱり市民の方からもこのウォシュレットがないというのはどうなんだというような意見も、私もよく聞くもんですから、そのあたりのところ、検証なり改善なり、またあと清掃の頻度を上げるというのもやり方ではあるかとは思いますが、そのあたりの機能的なものも十分検討をいただいて、一気にとはいかないと思いますが、徐々にでも結構なんですけど、導入する方向での検討についても引き続きお願ひをしておきたいというふうに思いますので、よろしくお願ひします。

○森戸委員

まほろばについてちょっとお尋ねをいたしますが、決算のときに8,700万円でしたかね、純損失ということで、あと数年で資金も枯渇をするというようなことでありました。今後のプランについては何か検討が進みましたでしょうか。

○小田大和総合病院事務部長兼介護老人保健施設事務部長

現在、まほろば内、それから病院局内で、まほろばの経営の状況、それからほかの施設の民間なり公立などの経営の状況、そういうようなものを調査をしている状況でございます。

○森戸委員

時間は限られていると思いますので、そのための経営者ということだろうと思いますので、公立の役割とは何なのかも含めて、よくお考えをいただいて進めていただければと思います。

以上でございます。

・・・・・・・・・・休憩・・・・・・・・・・

5 経済部関係分

(1) 付託事件審査

①議案第120号 光市農業振興拠点施設の指定管理者の指定について

説 明：弘農林水産課地産地消担当課長 ～別紙

質 疑

○河村委員

審査項目の中の5、サービスに関する事項というところで、多少点数が低いわけですが、22ページの2番、サービスに関する事項、高品質な農産物を低価格で提供しよう努めると、こう出てるんですが、どのような体制で何が不備なのか、そのあたりについてちょっとお尋ねをします。

○弘農林水産課地産地消担当課長

はい、ここの項目の点が低いところ利用ということかと思います。こちらにつきましては、特にこれが低くて、ちょっと目立つところではございますが、これまでも里の厨のほうにおきましては、一定程度の成果も上げてきていただいているというふうに理解を認識はしておりますけれども、まだ、今後も、さらに引き続きこういった項目について努力してほしいというふうな意向もあるところでございます。そういったところから、多少加点が低い審査員の方がいらっしゃったと認識をしております。市といたしましても、できるだけこういう項目に沿っていただけるように指導のほうはしてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○河村委員

具体的に何がというものが聞こえてこなかったんですけど、それはないわけ。

○弘農林水産課地産地消担当課長

具体的にどこがというところは、審査の中でも数字として、いただいているところなので具体的にこれだという審査方法ではないのでそのところはわかりかねるところでございまして、そこら辺はちょっと想像の世界になりますんで、ちょっとこちらのほうについては、何がというのはお答えしにくいというふうに御理解いただければと思います。

以上であります。

○河村委員

じゃあ、後段で言うた、高品質な農産物を低価格で提供しよう努めると。価格の決定について何か特段のあれがあるわけですか。

○弘農林水産課地産地消担当課長

価格につきましては、出荷した後に里の厨事業協同組合のほうで値つけ等もすることになっておりますので、特に近隣等も見ながら、それとか他の販売所、そういったところとも比較しながらの価格設定というふうなことをしておると思いますので、そのところをできるだけ低価格にというふうなところは努力していただくということになるかというふうに思います。

以上でございます。

○河村委員

要は値段にあたっては、例えばスーパーとか、そういった関連の値段を見ながら、決めてると、こういうふう聞こえたんですが、農産物の中でも地物と言われるものと、それからハウス等でやられるものといろいろあると思うんですが、そのバランスというのがええんですかね、例えば、地物といったら、多量に一時に出てくるものですよ、それを、里の厨は売れる量というのは決まっていますから、要は分散をすとか、あるいは時期をずらすとか、そういうふうなのがないと、値段に反映できんわけじゃないですか。そのあたりのものが何かあるの。

○弘農林水産課地産地消担当課長

そういったところは特にはあるようには聞いておりません。

○河村委員

サービスに関する事項で、じゃあその点数が低いと、こういう話になったときに、こういったところがある意味でいやあ欠けているのかと、普通農家でも大量に生産したら、里の厨にも出すけれども徳山青果にも出す、あちこちに出さんと地物野菜っちゅうのははけんで、だからそういう努力をされるんでそうするとこの生産についてもそういった計画生産みたいなものを当てはめていかんと処理できん。そのあたりのところについてまだ行き届かんから、点数がちょっと足らんのだということのかどうかと思ったんですね、今後は恐らく、そこが今ちょっと一番欠けてるような気もするんで、そこを、努力していただいたらと思います。

以上です。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

②議案第113号 令和元年度光市一般会計補正予算（第3号）〔所管分〕

説 明：西村農林水産課長 ～別紙

質 疑：なし

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

(2) その他（所管事務調査）

○萬谷委員

それでは、今年の夏も暑かったんですけども、僕、実感的には去年の夏のほうが殺人的に暑かったなと思っております。それがなぜそういうふうで感じるかと言いますと、ちょっと虹ヶ浜の横で、野球の練習をしていますので、よく虹ヶ浜のほうは見るので虹ヶ浜のことについてちょっと何点か。

まず今年度の虹ヶ浜と室積と2つで構いませませんが、2つの海に関する観光関連の取り組みをまず紹介していただければと思います。

○太田経済部長

今年度の海に関する観光関連の取り組みについてでございますが、室積、虹ヶ浜海水浴場につきましては、7月の13日から8月の18日までの37日間開設をいたしました。虹ヶ浜海水浴場では、このほか、サンドアート in 光や虹の鯉のぼりプロジェクト等のイベントが行われ、光の海におけるにぎわい空間の創出ができたものと考えております。

また、今年度新たな取り組みとして、光市、下松市、周南市及び3市の観光関連団体等で構成しております周南観光連携推進協議会での事業として、光の海や夕日を船の上から楽しんでいただくSETOUCHIサンセットクルーズを計3回実施いたしまして、市内外から御参加をいただいたところでございます。

以上です。

○萬谷委員

了解しました。海水浴の期間中なんですけど、どのぐらいの海水浴客が来られましたでしょうか、まだその辺の推移を教えてください。

○太田経済部長

海水浴客数の推移ということでございます。

今年度室積・虹ヶ浜両海水浴場の利用者を合わせて10万5,900人ございまして、前年度が12万6,900人ですので、比べますと、2万1,000人の減少となっております。

以上でございます。

○萬谷委員

いろんな天候もあったと思いますので、その辺もいろいろ増減には関係あると思います。野球の練習しているのがわかば公園なんですけども、そこにトイレと実は上水の水道が2つほどあるんですけど、海水浴期間中に結構そこで足を洗いに来たり、体を洗いに来たり、髪を洗いに来たり、結構、当然トイレも使ってくるんです。野球の練習中もかなりの人がその水道とかを使いに来るんです。そういう意味では、ちょっと最近海の家の方もシャワー関連が少なくなっているっていうふうにちょっと耳にするんですけどどうですか。そういう設備が不足しているという声とか、そういうふうに感じているとかということがございましたら、教えていただきたいのと、これからどうしていきたいかっていうのもお考えがありましたら、お願いしたいと思います。

○太田経済部長

シャワー関係の御質問でございます。虹ヶ浜の海水浴場につきましては、いわゆる海の家が減少しております、シャワー等の設備についても、その設置数が減少している状況でございます。今後の考え、対応という御質問でございますけども、海水浴客に光の海に来ていただき安心して海水浴を楽しんでいただくにはやはりシャワーを初めとした環境整備を行うなど、利便性の向上を図る必要があるものというふうに考えております。

こうした環境整備については、シャワーもそうなんですけども、民業圧迫とならないよう、海を家の運営を行っている事業者等からの意見を伺った上で、本市としてどのような対応が求められるのか、そういったことを研究してまいりたいと考えております。以上でございます。

○萬谷委員

了解しました。民業圧迫という言葉が出ましたけど、確かに、シャワーの関連の海の家も徐々に減ってきているんだと思いますのでどうぞよろしくお願いします。

全国的に、海水浴客というのが減少しているのは間違いないし、データの的にも海で泳ぐよりはプールで泳ぐとか、いろいろあるんだと思いますけども、やっぱり光市は虹ヶ浜、室積という部分は大事な観光資源だと思っていますので、ぜひその辺のたくさんの人たちに訪れていただけるようにその辺の整備も、先ほどバランスを考えなきゃいけないと思いますけども、その辺のお取り組みのほうよろしくお願いしたいと思います。シャワーだけじゃなくて、いろんな、光の海の活用方法はたくさんあると思いますので、さまざまな角度からお取り組みのほうお願いしておきたいと思います。

以上でございます。

○森戸委員

ちょっとお尋ねをしたいと思うんですけど、以前もお尋ねしたことがあるんですけども、Wi-Fiのスポットがございますよね。今、一般的には大型店舗等ではそういうのがもう設置をされているんですが、観光関連の施設でいうとどのぐらい光市では設

置をされておられるでしょうか。例えば、海岸とかそういうところはそういうのがあるのかどうか容は滞在時間が長い場合は、あるほうが非常に便利ですが、その辺のところはいかがですか。

○太田経済部長

ただいま観光関連施設に関するW i — F i のスポットのお尋ねがございました。

海というようなこともありましたけども、現状、室積・虹ヶ浜両海岸ともそのW i — F i のスポットはございませんが、冠山総合公園などはW i — F i が使える環境になっております。

以上でございます。

○森戸委員

それ以外ないですか。観光施設。

大田経済部長

申しわけございません。ほかにあるかもしれませんが、ちょっと私自身が承知しているのは以上のところでございます。

○森戸委員

観光に力を入れていこうということであれば、それは必須なのかなと思いますし、外国人を呼ぼうとするのであれば、当然のような気もいたしますんで、特に、海岸で設置できるかどうかわかりませんが、そういうのも含めて、施設だけじゃないところの部分も御検討いただけたらと思います。

それと、プレミアム付きの商品券の状況についてちょっとお尋ねをいたしたいと思います。このプレミアム商品券は非課税者と子育て世帯を対象ということと、非課税者に関しましては、申込書を申請書を送付して、光市役所に来ていただくという形で引きかえるという流れになっております。子育て世帯に関しては、申請は不要ということで平成28年4月2日から令和元年の9月30日生まれの子どもさんを持つところが対象ということになっております。

現在のその申請者に対して、どのぐらい送付をしてどのぐらいの数が申請をされているのか、その辺のところからお訪ねをいたします。

○太田経済部長

プレミアム付き商品券の申請の状況につきましては、11月29日現在で申請書の発送が7,865人で3,661人から申請をいただいております、申請率は46.5%でございます。

子育て世代につきましては、申請の必要がございませんので、申請率というものはございません。

以上でございます。

○森戸委員

申請された方が46%というふうに言われたと思うんですがまだかえられてないというのはどういう理由なんですか、この申請の期限はいつまででしたでしょうか、いつからいつまで、引きかえの期限。

○太田経済部長

申請の期間は、当初本年の11月29日までとしておりましたが、申請率が低いことから、令和2年の1月31日までに延長しております。

以上でございます。

○森戸委員

申請率が低いということで延ばされたと思うんですけども、なぜその辺をどういふふうに捉えられているのかってのも合わせてお願いします。低かったという理由。

○太田経済部長

このたび対象となるのが非課税の方と子育て世帯ということになっております。

非課税の方につきましては、希望するしないにかかわらず、申請書を送付しておりますのでそれに対して、希望される方が申請をしていくという形になりますのでそういった意味で、申請率が低いのではないかなというふうに、分析をしております。

以上でございます。

○森戸委員

要は、手続きの仕方なんだということなんですかね。それ以外にはございませんか、例えばその要は持ち出しになるから、それ負担なんだとか、そういう部分も含めてはいかがですか。

○太田経済部長

この事業を行うに当たりまして少し声があったのが、申請をするところが光市役所であるので、そこまで行くのかというような話も聞いてはおります。

以上でございます。

○森戸委員

それも1つあろうかと思えます。

かつてはどういふふうな取り組みをされておられました。

○太田経済部長

申請の場所ということで、お答えをさせていただいてよろしいでしょうか。

これにつきましては、この県の東部の状況を説明させていただきますと、岩国は、簡易郵便局除く郵便局と、防府市につきましては、商工会議所のほうに委託をしております。

す。

下松市につきましては、基本市役所で各1日出張所で販売を行っております。

周南市につきましては、市役所と各総合支所ということになっております。

柳井市につきましては、市役所を含め出張所でも販売をしているというふうには聞いております。

以上でございます。

○森戸委員

当初では、そういうことは、御検討はされたんですか、販売に関して、ここの部分だけではなくて、違うところで、ほかの町の取り組みと同様なことが検討されたんですか。それに関しては、要は事務手続に関しては、国からのお金だと思うんですがその辺ところの兼ね合いもあるのかなと思います。あわせてお答えいただければと思います。要はオーバーするからやらなかったんだとか、その検討のプロセスがわかれば。

○太田経済部長

まず、販売に関する検討でございます。本市は他市と比較いたしましても、市域がかなりコンパクトであることで、この今回の商品券は販売期間が10月1日から2月の28日までと5カ月間にわたりまして、商品券や現金などの販売の管理が常時必要であることなどを考えまして、市役所のみでの販売としたところでございます。

それと、もう1点が経費のお尋ねだったというふうに記憶しておりますけども、この事業に係る経費については、国が全額補助ということになっておりますが、各自治体において適正な金額となるよう努力するよう求められているところでもあります。

以上でございます。

○森戸委員

要は例えば出張所とが、総合支所とか下松のように臨時的な販売っていうのもできたんですか。その裁量の中でやるということですからやろうと思えばできたんですか。

○太田経済部長

申請及び販売につきましては、そういうこともできたと考えております。

○森戸委員

申請が、もう一月ですね。ですから、1月31日まででしょうから、一月とちょっとということでそれができるかどうかわかりませんが、このプレミアム付商品券の発想そのものは、要は消費税の増税に対する対策だったわけですから、そこが行き渡るように、ぜひ御検討をお願いをしたいということと、あわせて、他市町の申請の状況をつかんでいれば教えていただけますか。しっかりと同様のこのぐらいなのか、どうなのかその部分も含めてお願いできればと思います。

○太田経済部長

他市町の状況でございます。詳しいものは今、手元にはございませんけども、11月11日時点の申請率で申し上げますと、今、県内で光市は13市中3位であるということでございます。

○森戸委員

上から。

○太田経済部長

上から3位ということになっております。

以上でございます。

○森戸委員

半分は書いておられないとしても、この状況なんですか。なるほど、わかりました。なかなか厳しい状況で1つはこのプレミアム付商品券自体に課題というか、効果が非常に疑わしいのかなあとというふうに思っておりますが、その辺のところはどのようにまだ終了したわけではありませんが、販売というか、商品券自体の利用期間は3月までだったと思いますけれども、その辺のところはいかがですか。今までのプレミアム付き商品券の動きからすると、以前、まったく違うようなことだろうと思うんですが、効果自体を含めてどのように思われておられますか。

○森重副市長

今回の場合は、消費税の改定に伴って、プレミアム付商品券を特定の方に御案内をしているわけでありまして。光市の場合、その方々の半分程度が、そのプレミアム付商品券を御購入をいただいて市内の店舗で購入をしていただければ、1億1,000万程度の購買が促進されると考えております。プレミアム付商品券を発行することによって、その分が消費の動機づけであったり、販売の促進であったりと捉えれば、一定の効果はあったものと考えております。今の段階でまだ推測に過ぎませんが、半数の方が購入して、それを全て使ったということをお前提で申し上げたもので、あと数カ月ありますから、その辺りを見極めないとはいけないかなと思っております。これまで光市が、商工会議所、商工会の御要望によって、プレミアム付商品券を発行してきましたが、それとは少し若干、意味合いが異なっておりますので、事業終了後改めて分析をしていきたいと思っております。

以上であります。

○森戸委員

了解いたしました。今の時点ではなかなか評価しづらいなあと本当に思います。本来ならクリスマス商戦とか、年末年始をかけて、ニーズがあると思うんですけど、なかなか厳しい状況かなとは思っておりますので、啓発も含めて、引き続き努力をお願いしたいと思います。

います。

それと、もう1点が森林関係についてちょっとお尋ねをしてみたいと思います。

まずは山口の県民税、森づくりの県民税、その辺の動向がわかれば、この部署で聞いてもいいものなのかどうかわかりませんが、期限がたしか差し迫っているんじゃないかと思うんですがその辺はいかがですか。

○西村農林水産課長

県民税の期限についてのお尋ねでございますが、県民税は平成31年度で終了する予定となっております。次の取り組みにつきましては、まだ、詳細はわかっておりませんが、所管としては、進めたい方向で考えているというような話を聞いております。具体的には、まだ決定しておりませんのでわかりません。

以上でございます。

○森戸委員

報道によれば、またさらに延長されるのかなというのはちらっと聞きましたが、県としても、そういう流れにあるということだけは今確認をしておきたかったのでこれ自体金額はお幾らでしたか。個人法人あったと思いますけれども、徴収される金額。

○西村農林水産課長

山口森林づくり県民税の徴収額でございますが、個人1人当たり年額500円ということで市内で考えますと、市内の課税対象者が約2万5,000人ございますので1,250万円になると思います。

以上でございます。

○森戸委員

それと、今、環境譲与税に対しては前倒し分が今年度から、いただいております。400から450万円だったと思いますけど、当初予算計上されてましたが、それ自体はいつから徴収されるのか、その金額は市全体としてはどのぐらいになるのか、それもわかれば教えていただけますか。

○西村農林水産課長

森林環境譲与税の徴収時期についてのお尋ねですが、まず徴収時期につきましては、具体的に徴収が始まるのが、令和6年からとなっております。

徴収金額につきましては、個人の徴収額につきましては1,000円となっております。市内の全域の、徴収額が見込まれるのは、課税対象者が約2万5,000人でございますので、1,000円を掛けまして、2,500万円が想定されます。

以上でございます。

○森戸委員

わかりました。ちなみにあの県のほうは法人も対象になっていませんか。

○西村農林水産課長

県は法人も対象になっております。ただ、金額については、詳細な数字を把握しておりません。

以上でございます。

○森戸委員

じゃあ、トータルのどのぐらいの額なのかというのわかりませんよね、そういうものをお持ちでないですよ。

はい、わかりました。私は何が言いたいかというと、県もそういうふうに、森とか山に関しては、税金を取る流れがまた続くと、これが続けば、たしか3期目か何かになるんですか、5年だったとすれば、15年というような流れになっていくんだらうと思いますが、国も環境譲与税ということで、森に関する取り組み、課税までして、そこを守っていこうという流れですので県も国もということでまた企業に対しても、お金の徴収するという流れで、これがどれだけ大事かということのあらわれだろうと思うんですが私も議会の質問の中で山とか田んぼに関しては、耕作放棄が有害鳥獣の発生源になったりするというので、条例の制定をお願いをしたと思います。森にしても田んぼにしても。私は、こういう国全体、県全体としてもこういう流れだからこそ、空き家条例のような形で所有者の責務を明らかにするタイミングだと思いますから、ぜひ勧告なり助言なり、所有自体を明らかにするときではないかと思うんですけれども、いかがですか。

○西村農林水産課長

森林管理を行う上では、確かに所有者を把握することは重要なことであると考えています。今年度、森林環境譲与税を活用いたしまして、森林所有者の調査を行っております。この調査を進めていく中で、森林所有者の状況を把握し確認するということがまず森林を適正に管理していく上での第一歩だと考えております。

以上でございます。

○森戸委員

その第一歩もこれ、3月だったかな、6月だったかな、聞いたと思うんですけど、その所有自体の状況もなかなか調べようがないんですよ、今。なかなかそれで手間取ってる状況ではないんですか。

○西村農林水産課長

森林所有者調査につきましては、確かに登記簿に載っている住所が登記替えされていなかったりとか、難航している状況にあります。

以上でございます

○森戸委員

そのケースがどのくらいあるんですか。要はわからないというか、その辺のところか。

○西村農林水産課長

わからないというか、意識啓発の文書を送らなければならない対象の土地が2万6,000筆あります。それを今具体的に1個ずつ探っていくような状況にはあるんですが、やはりその登記簿、相続登記をしていなかったり、これらを1つずつ探していく作業になりますので、今、どれくらいあるのかということまでは行き着いておりません。

以上でございます。

○森戸委員

そうですね。ですから相続もされていないのが市でも把握できないくらいに相当あるということだと思いますので、まずはそこから探するのが当然なんですけど、私が一番言いたいのはその里の近くの要は里山レベルのところ有害鳥獣の発生源となるようなところたくさんあると思いますし、やっぱりそこをどう詰めるかだろうと思いますので、だからこそ、わからないからこそ、消費者の責務を明確にするという意味で私はそういった条例みたいなのが必要ではないかなと思いますので、ダブルで税金を取るというような国と県の流れもありますのでその辺のところはぜひ御検討をお願いをいたします。

以上です。

○磯部委員

私のほうから1点、確認を取りたいと思っております。先ほどから、同僚議員が光市の観光についてということをする御質問されていましたが、私はこの光市の開催する花火大会について少し確認をしたいんですけれども、夏の風物詩、そして秋の風物詩として、夏には虹ヶ浜、秋にはみたらい湾花火大会、今年も秋は10月の11日、幣祭り、宵山、本祭りのその宵山のお客様の集客という面では非常に風の中開催できて、本当によかったんですけれども、室積の方から、何人かからこのみたらい湾花火大会はないのではないかといったお問い合わせが結構ございまして、私も何も申し上げられないというか、まだまだ決定事項というか、そういうものが公表されているわけではないというふうに認識しておりますので、もしもそうなのであれば、どのような経過でそのようなお話が出てきたのか、たしか実行委員会というものがあつたと思っております。そのあたりの経緯をわかる範囲で結構でございますのでお聞かせいただきたいと思います。

○太田経済部長

みたらい湾花火大会の件でございます。

みたらい湾花火大会実行委員会がありまして、これが令和元年の11月20日に開催されております。

その中で令和2年以降のみたらい湾花火大会の中止とみたらい湾花火大会実行委員会を解散するというのを聞いております。

以上でございます。

○磯部委員

ちなみにみたらい湾花火大会の実行委員会のメンバーというのわかりますでしょうか。ざっくりで結構でございます。

○太田経済部長

メンバーといたしましては、室積商店会、室積コミュニティーセンターの関係、あるいは地区社協等により構成されているものでございます。

以上でございます。

○磯部委員

今全部この室積商店会、室積コミュニティーセンターの関係者、地区社協というのは室積の地区社協の方というふうな認識でよろしいですか。

○太田経済部長

おおせのとおりでございます。

○磯部委員

では室積の方が、皆さんで協議して、なかなか難しいということでそういう中止を決定された。解散になるということなんですね。正式には観光協会のところから発表、今後されるということだろうとは思いますが、なぜ私がこういうふうに申し上げるかと思しますと、意外と地域の方たちがどうしてこういうふうになったんだろうかという疑問がすごく投げられるんです。正式にそういうふうに行き止まりのところまで決定されたのであれば、仕方ないということもあろうかと思しますけれども、やはりここに何か欠けているかという、丁寧な何か説明というか、時代の流れとともにいろいろなことが変わっていくというのは私もいたし方ない部分もたくさんあろうかと思します。まちづくりの中には、いろいろな、背景もあると思しますけれども、やはり地元の人としては、昭和34年、これは私が生まれた年でもありますけれども、室積商店会が始めた花火大会、それからいろんな形は変わりましたが、合併当時虹ヶ浜にかわり次に室積のこういうことやる、いつの間にか2つに分かれたという、決してそれを否定しているわけではないんです。あの花火というところで皆さんの気持ちが癒されたり、若い人たちのそういうやっぱり、楽しんでこられるということに対して、私は本当に今まで長きにわたって御苦労された皆さんの気持ちは重々わかっておるんですが、やはりそこはどういうふうな形で決定されたとしても、やはり地元の皆さんや、いろんな方に丁寧な説明というのは、気持ちの上で大切なのではないかなというふうに思っております。いろいろ私はこれ文句言っているわけでは何でもないわけでございますが、実行委員会の皆さんの御苦労があって、今まであったということに敬意を表したいと思しますが、少しそういう地元のお声が余りにもいろいろ入ってきたものですから、その経緯をここで確認させ

ていただいたということを申し添えて、今後の対応、やはり丁寧にきちんと説明をしていただきたいというふうに思っております。そのことに関しては、どう考えていらっしゃるか、回答いただきたいと思っております。

○太田経済部長

ただいま、委員のほうから、その室積の地区の方がどういうふうな状況にあるんだろうという、そういった投げかけがいろいろ多い中で、こうした経緯については、決定に至った経緯については丁寧な説明が必要ではないかという御指摘をいただきました。確かに言われるとおりやはり地域の方々に対しては丁寧な説明が必要かとは思いますが。ただ、この花火大会につきましては、その主催が先ほど申しましたみたら湾花火大会実行委員会と、観光協会のほうが主催としてやっておりますので、本日こうした御意見をいただいたということに関しましては、そういった団体のほうに、しっかりとお伝えしてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○磯部委員

時代の流れとともにいろんなものが変わっていくことはいたし方ないというふうに私たちも思っておりますけれども、何事もやはりその中での対応、幾ら観光協会、そちらのほう実行委員会と言われても、市のほうがやはり積極的にそういうところをお願いしているわけですので、合わせてそういう会の皆様方にはそのあたりをしっかりとお伝えいただきたいということをお願いを申し上げまして、質問を終わります。

○河村委員

農産品というのは、光市の土地の上になったなりものこと言うんですが、従前は、経済部が所管といいますか、管理をしておったと思うんですが今現在はどういう状況にあるんでしょうか、例えば梅でありますとか、イチョウの実とか、他に、何かどういったものがあるのかわかりませんが、ちょっとお聞かせ願いますか。

○太田経済部長

農産品といいますか、樹木から発生した果実に関する御質問だろうと思います。

1つ例に挙げられたのが、梅の実ということがございました。冠山のほうに梅の実がなっておりますけれども、これにつきましては、従前同様に経済部で管理をしておりますし、その樹木を管理しているところが基本的にはその所管であるというふうに認識をしております。

以上でございます。

○河村委員

警察署のところへ、イチョウの実がありますよね。あその銀杏はたしか経済部が管理しよったと思うんですが、そういうふうな条例か何か載っていなかったですか。

市で、果実とかと言われましたが、発生した果実については、じゃあ、例えば、梅の実でも、その梅の実が経済部じゃが、それ以外は担当所管ですとこういう話にはならぬので、従前あったのは、全てのそういった果実については、経済部の農産が管理していると、こういう理解じゃったんですよ。さっきの梅の実の話なんですけど、いつの間にか商工観光が管理をして、なおかつ、その管理が指定管理者に移行しておったと、こういうことで市の者が経済部、それから農産と観光と別々ですから、観光に行った者がまた建設所管の指定管理者に行くというのもどうもちょっと腑に落ちないというか、のど越しが悪いんですが、そういうの決まっていなかったですか。果実については。

○太田経済部長

先ほど委員のほうからありましたけども、果実については、全てが経済部というふうなことを言われましたけども、条例とか、あるいは規則、内規等調べてみましたけども、そこは確認をすることができませんでした。

以上でございます。

○河村委員

じゃあ、確認をできなかつたら、今あなたが言われたように、梅の実については経済部で、それ以外のものについては所管ということは、じゃあ、今警察署のイチョウの木についてはあれ建設部なんで、じゃあ、銀杏は建設部に行かにゃいけん。例えば、椿がコバルトラインとか、市内あちこち今物すごい椿の多いとこなんです。その椿の実についても、じゃあ、建設部ということになるのかどうか、そのあたりはいかがですか。

○西村農林水産課長

椿の実がどこの所管になるかというお尋ねですが、この木の実というのは先ほども御説明がありましたように、樹木の所有者に帰属するものであると考えておりますので、例えば、その椿が生えている土地が市有林の敷地内であれば、これは、今森林のほうの所管をしております経済部のほうの所管になるのではないかと考えております。

以上でございます。

○河村委員

今、梅の実から始まった話を整理をしてもろうたらと思うんですけど、今のコバルトラインの市有林ですが、普段の管理はたしか建設部が管理しよるんじゃなかったっけ、あそこの自然公園というか、この間から予算がついたのは建設部だったと思うよ。そうすると、そういうものは建設部に管理が移管してあるのかどうか。今までのいろんなところで決まりごとがあつたりするのは、全部どっかに整理がしてあるように思うんですけど、そのあたりのところはよう調べちゃってもらったらと思います。梅の実のところ、去年じゃったか、おとしびっくりしたんです。子どもらが、梅の実が欲しいと言うんで、私の思い込みで経済部行ったら、それ農産じゃなかったと。観光じゃちゅうんで観光に行ったんですが、そうすると、指定管理に言うてくれと。恐らく管轄がまちまち

のような受けとめ方になっているので、実際には、今梅酒をつくったりするのに送りよるわけ、それじゃが、あんなものいっぱいあってから、どうにもならんほどとれるんで、子どもらの勉強がわりになるぐらいのことは、そう難しい話じゃなかったとっているんですが、そここのところは結構従前は整理がしてあったんで、整理をしてください。別にどこのもんじゃけえとかいうのは、思いはしませんが、あれが行ったらあっちだった、こっちだったということには絶対なっちゃいけないので、そのあたりの整理だけはしっかりお願いします。

それからちょっと気になったんで、さっき海水浴客の話で、10万5,900人とかうって言われたんですが、これは何か基準みたいな数え方があるんですか。昔から思いよったんですが、どうやって数えるんじゃないかと。

・・・・・・・・・・・・・・・・休憩・・・・・・・・・・・・・・・・

○太田経済部長

海水浴客の数え方、カウントの御質問いただきました。全国的に海水浴客の数え方、カウント方法があるわけではございませんけども、光市におきましては、両海水浴場において、海水浴場にいる客数を1日に数回カウントしまして、それを累計しているという手法をとっております。

以上でございます。

○河村委員

1日に数回っちゅう、それ数え方が難しいんですけど、例えばドローンでも飛ばして、その写真でも撮って数えよというのか、昔からうちの場合は例えばJRの駅降りたところで数えるとか、そういうんじゃないかと、大雑把な数値なんで、何が基本的な問題かなというふうに常々思っていたんで、やっぱり根拠はなかったというふうに解釈をさせてもらったらと思います。

それから、夏のシーズンだけじゃなくて、今虹ヶ浜のマラソンかなんかを今体育でやるんですが、ああいう私は絶対にそんなことしませんけど、若い人は、ああいう海岸を走ったりすることで楽しく思われる方もおられるんです。そうでない方もおって、あそこでちょうど、県のほうが高潮対策といいますか、擬木みたいのをやったりしよって、その根元のところを要は余り足に負荷がかからない状態で走ることができんかというような話も来たりするんです。いろんなことを考えて、ぜひ、対応をしていただくとありがたいんでお願いをしておきます。

それから1点、さっきプレミアム付商品券の話があって、これに引っかけた話をするんですけど、出張所で受けたいという方がたくさんいらっしゃるように聞こえるんです。これは、単にこの商品券っちゅうんじゃないかと、福祉であつたりするんですが、例えば、車がなかったら、室積からバスに乗ってこにゃいけないのですよ。みなそういう状況が高齢の方については起きていて、何か、こんなものがあるときには必ず出張所で受け取れるようにしてほしいという声は大きいんで、ちょっと、今後もし起こったと

きにはそういうふうになさき話の続きじゃないんですが、していただきたいんですけど、どんなですか。考え方がもしあれば。

○太田経済部長

プレミアム付商品券のことで答弁させていただきますと、このたびのプレミアム付商品券は初めての制度設計であります。初めての制度設計でありましたので、いろんな形でいろんな御意見はまた集約をしていかなければならないと思いますけども、ただいまの委員の御提言を踏まえ、次回以降があるかどうか不明でございますけども、改善すべき点については、改善してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○河村委員

あと、ちょっとお願いしておきますが、光セクションということで、昨年も6品目、今回も何品目かありましたよね。せつかくやられるんだったら、やっぱりちょっと商品化して、いろんなところで使っていただけるようなPRが必要だと思いますので、そのあたりのところについてはしっかり取り組んでいただけたらと思います。

それから、もう一つはバス路線、さつき病院のところでもいろんな話があったんですが、JRとそれから防長がおるわけです。その2社が独自にその路線バスを走らせておるわけですが、赤字になったら市が補填するというんじゃなくて、そんなことをするんじゃないら市がきちっと路線を決めて、その支払いをすると、そんならお金を払うても何か特段思わんのですが、勝手に自分らで路線走らせちよって赤字になった分を補填してくれというのは、どうも納得できないんで、そのあたりの取り組みを、あともう3年あるとかという話じゃ、とてもじゃないが待ちきれない、早急に路線については結論を出していただきたいと、お願いをして終わっておきます。

○田中委員

1点だけ先行委員も取り上げていたんですが、虹ヶ浜のシャワーについて少し考え方を確認しておきたいと思います。

私も議員になってから何回も取り上げていますし、9月委員会でも質問させていただいております。先ほど検討していきたいという中で、民業圧迫にならないようにというふうなお話もあったかと思うんですが、基本的な考え方として、市としては、整備が必要だと思っているけど、それが民業圧迫してはいけないので、今していない状況という認識でいいですか。

○森重副市長

これまで市の考え方は、海水浴場に夏のシーズンに民間の方々が海の家を設置され、そこに休憩所やシャワーなどのさまざまなサービスを提供していただいております。そういったことから、行政が自ら行うのではなく、民間の方々にお願いをするということが基本的なスタンスでありました。ただ、ここ数年海の家が数件という状況が

ありますことから、先ほども経済部長からお答えを申し上げたとおり、これまではそのようなスタンスを持っておりましたけれども、民間のほうで立ち行かないということであれば、行政としても光には白砂青松の海岸があるわけですから、しっかりとPRをしながら、海水浴に来ていただいた方に余り不便がないようにしていかなければならないと考えております。今後、民間の方々と話し合いを進める中で、行政としての役割を果たしていきたいということでございます。

以上です。

○田中委員

わかりました。今日、課長がおられない中で、夏のシーズン終わってから、意見交換も行っていくというお話もありました。その中で、もう海の家、やっていらっしゃる方に実際そのシャワーが赤字かどうかという部分は聞いていただければわかると思いますので、そこを聞いていただいて、場合によっては、これ市がやるべきことを海の家が今担っていただいているのであれば、もし赤字であれば、そこを市のほうが助成するというような考えでもできると思いますので、まずは意見交換、行っていらっしゃると思いますが、再確認していただいて、今後の方向性について決めていただけたらと思いますので、お願いいたします。

・・・・・・・・・・・・・・・・休憩・・・・・・・・・・・・・・・・

6 建設部関係分

(1) 付託事件審査

①議案第121号 冠山総合公園の指定管理者の指定について

説 明：松並都市政策課長 ～別紙

質 疑

○河村委員

今、554万7,000円の減額だとかいうふうにおっしゃりましたが、収支計画に関する事項で点数が低いということは、収支が合わないというふうにかう受けとれるわけですが、もうかっていないちゆうことよね。なおさら、その減額というのは、これは何か主な理由はあるんですか。

○松並都市政策課長

27ページの審査項目のうち、13番、収支計画に関する事項の点数について、まずお答えを申し上げます。

この点数につきましては、先ほど申し上げました審査委員会での各委員の判断による点数の合計でございます。事業計画書や収支予算書の内容や選定委員会での指定管理者の出席による説明などを踏まえまして、各委員が判断された結果でございます。そこをまず御説明申し上げます。

それから、減額となった主な要因ということでお答えを申し上げますと、これにつきましては、指定管理者の経営努力、具体的に申し上げますと、平成27年度から公園使用料が直接、指定管理者の収入となります利用料金制を採用しておりますことから、こうしたことへの経営努力というものも見込まれまして、見積もりをいただいたものであると理解をしております。

以上でございます。

○河村委員

経済部で審査した里の厨でも、委員の判断による点数ですという回答なんです。それは中身については関知しないというふうにかう受けとれるんですが、その点数が低かった理由もその分析ができないというふうにかう受け取ってええんですか。

○森重副市長

この度の議案につきましては、建設部所管でございますので、ここで御説明をさせていただいておるわけですが、指定管理候補者選定に関わる事務につきましては、財政課で取りまとめております。

この度の冠山総合公園の指定管理候補者選定につきましては、外部委員を含む6名の委員が指定管理候補者からのプレゼンテーションも含めて、その他、提出書類等について配点基準に基づいて、それぞれ委員が得点を付けております。その得点の中で各委員

でばらつきが著しい場合には、各委員相互にこの審査会の中でディスカッションしながら決定をしていくプロセスを経ておりますことから、御理解をいただきたいと存じます。

○河村委員

最近、勉強会みたいなのがあって、この指定管理については、要はリスク管理をどうするんかと。例えばこういう公園であれば、当然、事故があったり、あるいは災害が起きたりということがあるわけですが、そういった万が一の際の、じゃあリスク管理はどうなっているんだというのを尋ねると、こういうあるんです。そうすると、いや、財政課がやりよることじゃからわからんと、その点数についてはね。そうではなくて、リスク管理というのはいろんなその状況が起きるのをどうするかと、例えば、以前であれば冠のところにポピーみたいなものを植えちゃったね、あるいはあそこのり面が勾配がきついで、再々その災害に遭うたわけですが、じゃあそういったときの指導を含めるその復旧体制、そういったものもその費用の分担ですよ。それから、梅園でいうたらもともとその山につくった梅園ですから、あちこちがその崩れたり痛んだりするケースというのは凄いいんですよ。そのあたりについても、じゃあ、恐らく細かい取り決めがどっかであるんだと思うんですが、そのあたりのところについても、要は所管でわからんということにはならないんで、当然そのそういった入札あるいは評価をする際には、所管も入ってやるのが普通だと思いますので、そのあたりのところをどういうふうに答えてもらえるかというのが一つの狙いなんで、このビーグルーエッセさんえらい点数が非常に高いんでね、特にその収支計画に関することだけが低いんで、ちょっとどういう判断かなというお尋ねをしたんです。全体をやっぱり管理するという意味では、入札そのものを管理しているというふうに解釈をしておりますから、そのあたりがしっかり答弁できるようにお願いをしたらと思います。

利用料金制については、理解しました。従前は、冬場はずっと休業していましたが、今は冬場ももうキャンプの方が結構おられて、そういったものが収益の向上になっているというのは理解しておりますので、指定管理にしてそういう面ではよくなったというふうには理解をしておりますが、そうは言いながら、あそこにも実は梅だけじゃなくて、ほかにもいっぱい果実があるんでね、そんなものについてはどうかなというところまで、本当は思いを寄せておるんですが、きょうはこの程度で結構ですから、しっかり管理をしていただいたらと思います。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

②議案第113号 令和元年度光市一般会計補正予算（第3号）〔所管分〕

説 明：酒向道路河川課長 ～別紙

質 疑：なし

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

(2) その他（所管事務調査）

報 告：①光市島田川洪水ハザードマップ（案）

説 明：芳岡監理課長 ～説明

質 疑

○磯部委員

濟いません。非常にわかりやすいハザードマップを見させていただいたところですが、ことし何月かこれをある程度作成されたときに、地域で説明会があったと思っております。そのあたりの地域の説明会のときに、こういった御意見があったのかというのがわかれば、全てでなくていいんですけれども、主な点をお聞かせいただきたいなというふうに思っております。

○芳岡監理課長

本市では、本年8月8日に市監理課、道路河川課、さらに山口県河川課、周南土木事務所をはじめ、市防災危機管理課や光警察署、光地区消防組合の関係職員の参加のもと、島田川流域の地域の代表者の皆様23名に御出席をいただき、意見交換会を開催したところでございます。

洪水浸水想定区域図や洪水ハザードマップの素案について御説明した後に、地域の皆様から様々な御意見をいただいたところでございます。

地域の皆様からは、現在行われている河道掘削工事がハザードマップに反映されているのか。浸水の深さの区分の幅が広すぎるのではないかと。千年に一度の降雨、百年に一度の降雨という表現の仕方のほか、小河川栓や橋の名称を記載してほしいなど、多くの御意見や御要望をいただいたところでございます。寄せられた御意見や御要望については、国の手引き等を参考にしながら、可能なものについては反映をさせていただいたところでございます。

以上でございます。

○磯部委員

そうでした。素案のときに意見交換会をされ、こういうものに反映できたということ

は大変よかったと思います。

ちなみに、今年の豪雨災害に対するそのあたりの反映というのは、これには反映されていないという認識でよろしいのでしょうか。

○芳岡監理課長

冒頭の説明で申しましたが、この度のハザードマップを作成するに当たっては、県が平成29年1月から平成30年3月にかけて調査を行ったものに基づき、県が範囲を指定し、公表した結果をハザードマップに落とし込んでおりますので、その後起こった災害に取り組んでいる河道掘削の結果は反映されておられません。

以上です。

○磯部委員

はい、わかりました。

○森戸委員

この前のハザードマップが平成15年だというふうに、先ほどお話があったと思うんですが、これをつくりかえる基準というものが何かあるんですか。

○芳岡監理課長

この度、平成15年に策定をしたハザードマップを改定するに至った基準というのは、冒頭で申しました平成27年の水防法の改正に伴い、浸水想定区域を指定する降雨の基準が、これまでの計画の基本となる降雨から想定し得る最大規模の降雨に変更されたことに伴うものでございます。

以上です。

○森戸委員

わかりました。じゃあ、今後もその水防法の降雨の想定が変われば、つくりかえるということになるんですかね。あるかどうかわかりませんが。

○芳岡監理課長

想定のご質問なのでなかなかお答えが難しいのですが、近年、想定を超えるような自然災害も多く発生しておりますので、そのあたりについては国の法改正等の動きを注視してまいりたいと考えております。

○森戸委員

ここ最近の台風で、去年の水害以降の台風では、その千年降雨の想定自体もそのとおりに来たというような地域もありましたので、恐らく今後そうなるのかなというふうに、今、思っているところでございます。

平成15年につくった2日間の総雨量が331mmのときと、今回の想定で浸水想定是件

数は何件から何件になったのか、その辺をちょっと確認しておきたいと思うんですが。

○芳岡監理課長

浸水想定是件数でございますが、平成15年に策定をしたハザードマップにおける件数は把握していません。今回のハザードマップにおいては、先日の一般質問でも部長からお答えをさせていただいておりますが、都市計画の基礎調査をもとに、空き家も含めて大まかに集計をいたしたところ、浸水深で0.5m未満が約400棟程度、0.5mから3m未満が3,000棟程度、3mから5m未満が900棟程度、5m以上は該当する住宅はないものと推測しており、合わせて約4,300棟となっております。

○森戸委員

また以前の件数については、後ほどでもいいので教えていただけたらと思います。

それと今回、家屋倒壊等氾濫想定区域が設定されておるんですが、ここに関しては前の質問でも建築の制限はないというようなことだったんですが、この部分に関しては、グリーンインフラという言葉があるんですが、これはアメリカが発祥で、要は災害が続くようなエリアに関しては、積極的にそのエリアを買い上げるというんですかね、国が買い上げるのか、県が買い上げるのか、どこが買い上げるのかわかりませんが、光市でもこの15年ぐらいの間で越水が発生した地域があります。要は3回水害に見舞われたというような地域がそういうエリアでもあるんですけれども、そういったところ、要は家屋倒壊範囲のところにもう家が建っているんですけれども、余りにもそういう回数が多いエリアについては、グリーンインフラというような積極的に買い上げていくというような仕組みが必要ではないかと思うんですが、突然のお話ですので、その辺のところは何かあればコメントいただけたらと思うんですが、今後ぜひ検討してほしいなと思うんですが、いかがでしょうか。

○芳岡監理課長

グリーンインフラの制度につきましては詳しく存じ上げておりませんので、まずはそのことについて勉強したいと思いますが、そういった取り組みには、莫大な予算措置も必要かと思しますので、そういったものも踏まえて改めて勉強してみたいと思います。

以上です。

○森戸委員

過去の倒壊範囲全てということではないんですが、余りにもそういう続くエリアは、何らかの建築制限なりというのも一つの考え方だと思うんですが、ぜひ御検討いただけたらと思います。

このハザードマップの配り方についてなんですけれども、転入されてきた方には渡すのかどうか、外国人の方に対してはどのようなふうな周知をしていくのか、マップに載っていますよとか、それ自体も何らかの形でお知らせをするのか、目の不自由な方に対してはどうするのか、障がいをお持ちの方にはどうするのか、その辺はこのハザードマッ

プはどうなんですか、どういう対応になっていくんですか。

○芳岡監理課長

作成後の配布についてお尋ねをいただきました。現在、転入者が窓口で手続をされる際に、行政手続ガイド、ごみ分別事典等の配布を行っておりますが、既に作成をしております土砂災害等のハザードマップの配布は行っていない状況です。受付等に備えており、問い合わせがあれば配布ができる状態にはしております。

地理感が少ないと思われる転入者に対して、生活情報に限らずこうした情報を伝えることはとても大切なことだと思われませんが、一方で手続時に配布される資料が多岐にわたること、さらに手続に要する時間が増えていることなども考えられますことから、今後、他市での事例について情報収集も行いながら、関係所管と協議する必要があると考えております。

また、外国人に対しては、外国語表記のハザードマップを作成する予定は現在ございませんが、観光庁や気象庁が取り組むホームページやスマートフォンアプリによる災害や気象情報の提供を通じて、災害に関する一定の情報は提供できるものと思っております。

目の不自由な方につきましては、この度の浸水想定区域の色分けは、色覚弱者の方に対して、見やすい配色を施しておるところではございますが、全盲の方等については、現在、点字等のものを準備する計画はございませんので、こちらについても、関係所管と連携を図って関係団体や所管を通じて、周知を図る方法について検討してみたいと思っております。

以上です。

○森戸委員

福祉関係の団体の方とか、障がい者の団体の方とか、今までこういうものに関しては打ち合わせをしたりとかそういうことも今まではなかったんですかね、その辺についてわかれば。

○芳岡監理課長

これまでハザードマップ等を作成したときの状況については、現在、把握しておりません。

○森戸委員

高齢者の方も含めて災害弱者といわれる方に対して、その情報が届くというのが一番大事なことだろうと思いますので、逃げ遅れるのはやはりそういう方になろうかと思っておりますので、その辺にはどういうふうに、避難所も含めての話だろうとは思いますが、事前にその辺の部分を勉強しておくというのが一番大切なことだろうと思いますので、その辺の配慮をお願いできたらなと思います。

それと、これ自体はどのぐらいの発行部数になるんですかね。予算がついていたその

辺のところから。

○芳岡監理課長

この度のハザードマップにつきましては、1万部を作成をする予定としております。

先ほども申しましたが、島田川流域の浅江から北は周防地区まで、洪水浸水想定区域に該当する自治会、世帯がおよそ6,000世帯ございますが、各出張所等に配布することも踏まえて、1万部の作成を予定しております。

以上です。

○森戸委員

了解をいたしました。

今回のハザードマップとは直接関係はありませんけども、県管理の河川等でもハザードマップ申請をしたところがございます。そういう部分に関して、ハザードマップの必要性というものが今まで何度か指摘をさせていただいたんですが、ぜひその辺も何か考えがありますか。

○芳岡監理課長

今年の7月豪雨に際しましては、島田川流域のほかに、光井川流域及び西の河原川流域において、浸水による被害が発生しておりますが、現在、洪水ハザードマップを作成する対象河川は、水防法に基づき、洪水予報河川または水位周知河川とされております。

本市を流れる島田川以外の光井川や西の河原川などは、洪水予報河川または水位周知河川に指定されておられませんので、現時点では浸水想定区域図の作成、さらにハザードマップの作成の対象にはなっていないということでございます。

以上です。

○森戸委員

お願いということで、お願いしておきます。

以上で終わります。

○土橋委員

一番、皆さんにわかりやすいように話をするのに、ちょっと私流に必要なと思うんでお聞きをするんですがね。この31年1月に公表した云々ちゅうのがあるじゃないですか、546mmぐらい降ったらこうなるよということでしょ。こういうふうになったときの民間が受ける被害額というのは、どのぐらいというのはあるんですか。

○芳岡監理課長

被害の想定額というのは、算出されておられません。

○土橋委員

算出はされていない。そうすると、じゃあこのような何ていうか被害を受けんために、わかりやすい話ですよ。一つも受けんためにここを直すのにはどれぐらいかかるのか。

○芳岡監理課長

膨大な金額がかかるとしか、申し上げようがございません。

○土橋委員

いやだからね、この前みたいな600mmぐらいの大雨が降ったら、その被害額たるやこのぐらいは予想される。それよりか、ここを直したらどのぐらにかかるといって、民間の被害よりは少ないかもわからんよね。

○吉本建設部長

課長の補足をさせていただきますけども、確かに被害想定額というのは把握しておりますが、今年の7月豪雨による被害を受けて、県は今年の9月補正で10億5,000万円の予算を確保して、現在、木の下橋から北は立野橋までの4kmにわたって河道掘削工事をやっております。

県によりますと、あくまで546mmの雨ではありませんが、現在の工事が完了した後は、今年の7月豪雨での家屋への浸水被害、これは解消できるというふうに言われております。となりますと、先日の一般質問でもございましたけども、現在の県の事業が完了いたしますと546mmという想定での想定浸水区域というのは縮小するものというふうには私どもは期待をしております。

下流側もですね、県によりますと、毎年度、しゅんせつも行っておりますので、今年の7月豪雨による雨量であれば、通水能力は、十分有しているということでございます。以上でございます。

○土橋委員

これで最後にしますけどね、だから市民に話をするのは市議会議員なんていうのは得意なわけよね。得意な分野。だからさっき言ったように、あなた方はザ・公務員でええかもわからんが、こっちのほうはあれだけの大雨が降ったらこれだけの民間の被害になるんで。直すのにはこれは10億円あればいいとか、30億円から100億円かかるんだって、そういうのをわかりやすくするためにも、もしそんなのがあるんなら、別に今日じゃのうてもええんですよ。想定されるものがあればお願いしますよ。

○吉本建設部長

先ほど申し上げたように、546mmの降雨を想定した事業費というのは、私どもでは把握はできませんが、ただ、今回のこのハザードマップの目的というのが、最初のところに書かせてもらっていますけども、万が一こういった水害等が発生した場合にはですね、いち早く避難していただくのと、それに活用していただくための資料でございますので、そのあたりは御理解をいただけたらと思います。

以上でございます。

○土橋委員
御理解なし。

○河村委員
2日間の総雨量が546mm、千年に1回というふうなうたい文句で、当初計画説明されていましてね、記録取り始めて何年かいなと思いつながら、のけたからそれはそれでよかったんですが、この洪水のハザードマップには土砂災害についても一部記録がありますよね。浅江でいうたら高潮のハザードマップはもう当然そこへかかってくるわけなんです、地図をいっぱいもろうても実は紛らわしくて、その判断が難しいんですいね。やはり1つにまとめていただくような努力があると非常に助かるんですがね、そのあたり何か計画があるんですか。

○委員長
1時間たちましたので、休憩したいと思います。
再開時間は3時15分を目途といたします。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・・・

○芳岡監理課長
高潮ハザードマップ等、数が多くなるということのお尋ねをいただきましたが、特に高潮ハザードマップ、津波ハザードマップは海岸部の方々が注意をする区域になりますが、このあたりは島田川の洪水ハザードマップでの下流域と全てではないですが、ほぼ区域が一致をします、この度さらにそれを色を重ねて表示をするということはおかえって見分けるのが困難になると考えまして、併せて表示はいたしていません。
また、ウェブ版のハザードマップは、洪水なのか、津波なのか、高潮なのかを選択する、もしくは同時表示することができるように計画をしているところでございます。
以上です。

○河村委員
そのウェブ版ちゅうのは何ですか。今から新しいまた何か資料ができるわけ。

○芳岡監理課長
今年度の事業として、現在、準備を進めておるところでございます。
以上です。

○河村委員
じゃあこれは別に配らんで、そのウェブ版というのを配るようになっちゃうわけですか。

か。

○芳岡監理課長

申しわけございません。ウェブ版のハザードマップというのは、インターネット上で見られるものでございますので、そういったパソコン環境、光市のホームページが見られる環境にある方のみとなりますので、紙版のハザードマップは、紙として必要な方に全戸配布しようと思っております。

以上です。

○河村委員

その紙でのというのは、そのウェブ版のものを印刷したものがどこかに出てくるの。

○芳岡監理課長

市のホームページ上には、これと同じものを印刷できるようにしたPDF版とウェブ版は空撮した画像に合わせてハザードマップの浸水想定区域図を色つけしたり、土砂災害警戒区域等をかぶせたりする予定にしております。

以上です。

○河村委員

それは配布資料ではなくて、パソコンで見られるという話でええのね。

○芳岡監理課長

そのとおりでございます。

○河村委員

それから、土砂災害についてちょっとお尋ねする、せっかくの機会じゃからですね。この土砂災害というのは、例えば危険……何ちゅうんじゃったですかいね、がけ崩れのありますよね、補修したとこ、そういうところについては、解除になるという解釈でええんですか。

○芳岡監理課長

法で定められた基準がクリアされましたら、解除ができることとなっております。

○河村委員

とすると、ここの中でもちょうど虹ヶ丘公園ちゅうのが、今、この左の上にあるいね。ほかにも例えば市の造成した団地がたくさんありますよね。そういったところについて、その土砂災害のレッドゾーンに例えば該当するとしたら、それは行政のほうできちっと責任をもってやってもらえるわけ。

○芳岡監理課長

土砂災害警戒区域、特別警戒区域につきましては、県が区域を定めておりますが、こちらにつきましては、おおむね5年に一度程度の期間で見直しを進めることとなっておりますので、そういったときに合わせてその区域の見直し、また都度そういった事例が把握できましたら、県においてその指定の解除も可能とお聞きしておりますが、その解除された結果をハザードマップの紙版に反映させて刷りなおすかどうかというのは、また別途改めて検討させていただきたいと考えております。

以上です。

○河村委員

そうではなくて、要はレッドゾーンに指定された用地については、建てかえができないとか、要は土地価格が著しく減少、もしくはなくなったわけじゃないですか。今の虹ヶ丘公園を出したというのも、市がやったその要は結果として作りだした。団地を造成したんじゃないから。そこについての責任ちゅうのは、当然、原因者にあるわけですから、そのあたりの要は改善方法というのはどういう状況になるんじゃないだろうか。

○芳岡監理課長

市が所有いたしますそういった箇所につきましては、ハザードマップで示されておりますので、それぞれの所管において各箇所に応じて検討されるものと思っておりますので、私のほうからまとめてどうということは申し上げることができません。

以上です。

○河村委員

あなたは担当でないからそういう答えでええんじゃないけど、例えば建設部でいうたら皆建設部に該当するところやね。

○吉本建設部長

ちょうど今、事例が出ましたんで、虹ヶ丘公園、確かに今、レッドゾーンに指定されております。これについては、市の公園区域内ということで、今後どういった方法で対応していくのかというのは我々も検討していく必要があるかというふうに真摯に思っております。

以上でございます。

○河村委員

それでは、丸山、岩狩、そのほか公社がやったところを含めて、もの凄いたくさんあるんで、ぜひそのあたりについてもしっかりと真摯に対応をしていただこうように。

○吉本建設部長

済みません。ちょっと誤解が生じているのであれば、少し補足をさせていただきたい

んですが、虹ヶ丘公園については、市がどういった対応をしていくべきなのかを検討していく必要があるかと思いますが、その他の市有地に対しては、結構箇所が多くございますし、それから経費的な問題、財源の問題等もございますので、その辺は現実的にどうなのかを考えていかないといけないというふうに考えております。

以上でございます。

○森重副市長

虹ヶ丘公園について、建設部長がそのように申しておるわけですが、それ以外にも先ほど少し例示をされましたように、解散しましたが土地開発公社による造成した住宅団地等々もたくさんあるわけですが、それについて、造成した土地開発公社にかわって、市がその対策を講じるかどうかということについては、ここでは軽言に申し上げることはできません。当然、後追いでこういう指定がされたわけですから、それを市が対応するのかというようなことについては、ここで軽言に申し上げることはできませんし、現時点ではそれはできません。

以上です。

○河村委員

そういう現時点では、答えをするのが一番望ましいと思いますが、3年になりますかね、県が説明会を開いてから。いつの間にかその立地適正化計画あるいはコンパクトシティ計画というようなことで、当初の県の説明を聞いていると、このレッドゾーンちゅうのは別によそに移転されるときには借り入れができるようにそういった制度ですから、あんまり気にしちゃのうてええですよと、こういう説明じゃったんですよ。説明会ではね。それがいつの間にか、いやいやここじゃあ家の建替えはできませんよ、資産価値ゼロですよとこういう話になってね、困惑しちよるのよね。私のところもそうなんだよね。開発公社の造成地やから、ある意味でいやあ、こりゃあどねえかしてくれりゃあ資産価値が増すかなと半分思いながら、そうは言いながらそういうその市が造成したところについては、皆さんがそういう思いをお持ちだというのは当然なんで、そういったことを真摯に受けとめて、そういう対応を、どういう対応ができるんかという、長く待てませんこれもね、早くその対応について、できる範囲内のその対応の方法というのをよく協議をしていただいたらと思います。

以上です。

○森戸委員

上島田の児童遊園地についてお尋ねをいたします。

前回の委員会で廃止をしたというようなことだったんですが、結局のところ管理、草刈り等は地元の方がやっていらっしゃるんですね。要は草が生えて害虫とか有害鳥獣の巣になるということで、草を刈っておられるんですが、廃止をしたとしてもそれは何ていいますか、使いませんよということなんですけど、地域住民の方が管理をせんでもええような対応をすべきだと思うんですが、その辺についてはどうですかね。何らかの検

討をされていますでしょうか。そういう声が届いていますので、事前にそういう声を届けていますので、何らかの対応をぜひお願いしたいと思います。

○弥益都市政策課公園緑地担当課長

先日、地元自治会を尋ねましたところ、自治会長ほかで草を刈られたとのことでした。さきの委員会で草刈り等の管理をしまいりますとお答えをしたにも関わらず、履行できていなかったことに対し、地元関係者へお詫びとお礼を申し上げたところでございます。

以後、こういった管理不足にならないように努めてまいりたいと思っております。

以上です。

○森戸委員

常時、草を刈ったりすると、また手がかかりますので、そうじゃない対応というのはなんかないですかね。例えば防草シートとか、その辺も含めて。

○弥益都市政策課公園緑地担当課長

現在検討中です。周囲が山に囲まれてイノシシの沼田場に近いような状態のところもございました。フェンスで囲うことや、土地を防草シート、またコンクリートで張るということも一案だとは思いますが、それが本当にいいのかというのをよくよく考えて、今後、管理してまいります。

以上です。

○森戸委員

わかりました。よろしく願いいたします。

それと、土のうステーション、昨年12月の議会で質問して、今回3カ月ぐらいですかね、試験運用をされたと思います。結果的にはどうなったのか、利用状況と今後についてはどうするのか、それも含めてちょっとお話をいただけたらと思います。

○酒向道路河川課長

土のうステーションの利用状況についてでございます。島田川上流周辺で一定の広さがある4カ所に各100袋ずつ設置させていただきました。

最終的には設置個数が614袋、使用数が445袋ほど使用されております。試験運用ということで3カ月間設置させていただきましたが、使われる場所等いろいろ頻度が違いますことから、今後も実証実験等を踏まえて、実施していきたいと考えております。

○森戸委員

わかりました。来年度も試験運用をやるということなのかなということですので、どういう状態がいいのかも含めて判断をしていただけたらと思います。

それと、環境部のときにも質問したんですが、市道の駒ヶ原線について、待避所の設

置についてはいかがでしょうか。要は西部墓園が今使われている墓所数が2,000幾らかあるわけなんですけど、年末年始、お盆、春と秋の彼岸等々について、かなりの車が集中してけんかが起こったりとか、そういう状況が起こりますので、それについて待避所の設置、サービスを提供している市がその辺のところを考えると整備すべきだと思うんですが、いかがでしょうか。

○酒向道路河川課長

本市におきましては、地域の皆様に利便性の向上や安全性の確保を目的といたしまして、道路線形が悪い箇所、見通しが悪い狭隘な市道を対象といたしまして、車の離合の場所の確保や曲線部分の改良などを行う待避所の設置事業を実施しているところでございますが、委員仰せの箇所につきましては、線形がある程度緩やかでございまして見通しもいいということもございます。また、以前拡幅計画がございまして、用地の御協力が得られない箇所ということもございました。このため、今時点での設置につきましては、今後の研究課題とさせていただきたいと存じます。

○森戸委員

いさかいとか、そういうのが起こらないように、実は起きていると思いますので、御検討をお願いいたします。

それと、市道岩狩線についてなんですが、要は公民館から岩狩に向かっていくところに水路があると思います。これ今まで何回か質問しておりますけれども通学路となっていて、非常に狭隘で生徒が通ったりするのも非常に危ないということで、今、トラロープが水路の上にガードレールに沿って張ってある状況が続いてはいますが、これはこのままなんですかね、もう2回、3回質問していると思いますけれども、何らかの動きがございましたですかね。

○酒向道路河川課長

市道岩狩線の水路改修についてでございますが、いろいろな方法もございます関係で今時点まだどうするということは決まっておりますが、今後検討してまいりたいと考えております。

○森戸委員

あそこ通られたらおわかりだと思いますけど、車も非常に狭いところでとまって曲がってくるところも非常に危ないという状況が続いていますので、何らかの改良を考えていただきたいと思います。

それと、県道の徳山光線、丸山町に行くところに信号があると思います。そっから先には歩道が設置をされていないと思われませんが、一部歩道が設置されていますけど、和田の入り口付近から含めて歩道がなくて非常に狭隘だということで、この辺は拡幅云々そういうことは検討があるのかどうか、まずその辺のところから。

○酒向道路河川課長

徳山光線ということでございますけれども、現在、県におきましては川園線と船戸三太線ということで工事を実施して頂いております。

この区間につきましては、船戸三太線で和田町の入り口までということになっております。今年度家屋調査等も入っておりますので、改良については確実に進んでいるものと考えております。しかしながら、それから先線につきましては、まだまだ計画というのはないように聞いています。

○森戸委員

わかりました。今用地買収も含めて動いているというような声聞いていますので、要は先線が非常に危ないということで以前にも質問も出されていたと思いますので、何らかの御検討をお願いできたらと思います。

以上で終わります。

○河村委員

最近、区画整理をやったというのを聞いておりませんが、何か実施ができない理由等があるのでしょうか。

○松並都市政策課長

近年で申しますと、光市土地開発公社が光虹ヶ丘西土地区画整理事業を施行いたしました。その後に市内で区画整理事業は行われておりませんが、その理由というふうに言われますと明確なものは持ち合わせておりませんが、やはり土地区画整理事業の施行には従前の土地所有者の皆様の御同意が不可欠であるというふうと考えておまして、そうしたことも影響していると考えております。

以上でございます。

○河村委員

当然のことですが、そうは言いながら、その努力というのは地権者を集めるとか、そういうことがなければ、その同意に関する問題も整理はできないと思うんですね。

従前から、中央脇田線の事業がストップしていますから、どうやって解決するんかということで区画整理についても提案をしてきたところですが、一向にその前に進まない理由というのがよう理解できんのですよね。ちょっと教えてもらっていいです。

○松並都市政策課長

脇田地区での土地区画整備事業、以前にも話がございました。複数土地所有者がいらっしゃると思いますので、そうした関係者の皆様の総意のもとで要請がございましたら、説明会等開催に向けて検討はしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○河村委員

もう10年前に説明会をやって、私を知る範囲内ではほとんどの方が同意をしていただいたように理解をしておるんですが、その中で何、同意が得られなかったとか特段のあれがあったんですか。

○松並都市政策課長

少し年数もたっているところではございますが、やはり社会経済情勢の変化や財政状況なども含めまして、事業の優先度というものはしっかり検討してまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○河村委員

ということは、市のほうで計画をつくって進めようとした道路ですが、今入り口のところから100mまでは行ってないような気がします、そこについては施工が終わっているわけですね。それはもうそのまま放置すると。もし何じゃったら地元公園でも使うてくれと、こういうんならこういう提案をしてもらったら、ありがたいんですがね。そのまま草ぼうぼうの状態に放置されたんじゃ、住民への説明にも困りますし、どういうふうにご検討されるのか。

○酒向道路河川課長

中央脇田線の道路につきまして、用地を購入して、今現在の形をなしている部分があります。その部分につきましては道路用地として購入しておりますことから、今後検討課題とさせていただきたいと思っております。

○河村委員

そやけん、何を検討するのか言うてくれる。例えば、じゃ、この道路はもう諦めると。買うところについては公園にするんだと、こういう検討をしたいというのか、あるいは道路を開通させるために、いろんな方法を考えて今から検討するというのか何を考えちよるんか伝わってこんわね。

○酒向道路河川課長

その辺も含めまして全体的に、道路整備のあり方というものについて検討してまいりたいと考えております。

○河村委員

もう10年経過したんだよね。どういふふうにご説明をしたらええのか、要はその道路についての説明会を地元でやったわけですから、それについてのある程度答えも返しちゃあげんにゃ、皆が不信感を持つ。その辺のところはしっかり対応してもらおうということで努力をお願いをしておきます。

それから今、区画整理の話でもう一点は、戸仲の防波堤をつくったときに土堤防、砂でつくった堤防があったんですが、その内側に筆界未定の土地があるのいね。そこはもともと波が強くて土堤防があったから筆界未定が出てきたようなところなんで、どねえかして、その筆界未定地を解消するためには私には区画整理ぐらいしか思いつかんのじやが、何か方法がある。

○松並都市政策課長

筆界未定地の解消につきましては、土地所有者の皆様が進めていただくべきものと考えておりますが、土地区画整備事業の中で筆界未定地を解消することは制度上は可能であると認識をいたしております。

以上でございます。

○河村委員

それじゃから、ほかの方法があれば教えてもろうたらと思うんだよね。というのはね、何で土堤防という形になったのかというところまで考えてほしいわけよね。もともとその波の強いところで、堤防がそこまで行き渡らんかったのよね、そこには。だから、泥をそのまま盛って、その堤防がわりにしよったのよね。そんなことをするから畑やったりするのにも、当然筆界未定になってしまうのよね。そういうところをどういうふうに解決しちゃげようかという気持ちがなかったら、整理できんのよ、これは。その話よ。

毎回聞くんじやから、しっかり対応することを考えてもろうたらと思います。

それから、その今、柿林神社の裏山に市が遊歩道をつくったんですよ、公園にしてね。その維持管理が私にはできていない、その公園の維持管理。例えば、山の中だから木が倒れ込んだりすると、そういったものの片づけが、今そこで火をつけるわけいかんわけじやから。そのあたりについてはどういうふうに考えちゃってのか。

○松並都市政策課長

光つつじ苑の管理についてのお尋ねかと存じます。本市管理の都市公園の一つとして、私どもの方で維持管理をいたしております。不定期ではありますが、清掃でありましたり、樹木の剪定などの実施に努めているところでございます。

以上でございます。

○河村委員

私の知る限りでは、この6年間1度も見たことがありません。つつじ苑のほうについては管理をされておりますが、今の柿林神社の裏山に当たる遊歩道部分についての維持管理をしていることは1度も見たことがありません。ですから、そのあたりについてもしっかり対応していただきたいと思います。

それから、さっき冠山のところで出たんですが、当初の計画があって国道のそばのところの用地を購入したんですよ。家が1軒あったのをそれを立ち退きをかけて家を買っておるわけですが、あそこのところも子どもの通学路にもなっておるんで、維持管理を

しっかりやってほしいと、こう思うんですが、いや供用区域入っていないとこう言われるんですが。供用区域に入っていないんなら買わんにゃええのいね。買うたからには、そこへ維持管理の責任がついて回る。それをどういうふうを考えちよるかというのが理解できない。

用地を購入するに当たっては、地元の住民さんから、いろんなことを注文を受けちよるんよ。その注文を受けちよるんだから、その注文を履行できないときにはちゃんと返してくれんにゃね、返事を。もう一切そういった管理ができんというんなら、そのつもりで対応せんにゃいけませんから。しっかりやるならやるようにやっていただきたい。何か話があれば聞きますよ。

○松並都市政策課長

冠山総合公園の整備につきましては、平成23年度の子どもの森の整備供用後に、予算化しながらの整備について休止をいたしておるところでございます。このため用地の取得後に都市公園として供用していない土地も一部にございまして、これは単なる行政財産であるという位置づけになろうかと存じます。管理責任は光市にございますことから、公園の隣接ということで指定管理者あるいはボランティアの方々による道打ち活動などもしていただいておりますが、一義的には管理は光市にあるかというふうを考えており、適切な管理には努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○河村委員

適切な管理に努めるというのはどういうことかというのは、よう覚えちゃってくださいよ。

それから、当時のその計画の中に今の青年の家の裏側に残土処理場をつくるように計画してあったんですが、当時その業者の方で一部そういったのを邪魔にするところがあって、うまくいかなかったわけですが。今、立野とか大和との境にある残土処理場も当初埋まるとは思わなかったけれども、もういっぱいになったわけですよ。そうすると、この間の今、島田川のしゅんせつなんかでも県も相当苦労して土砂を搬出しちよるんですいね。

この今の青年の家のその裏の状態を見ると、本当にちょうどいい、場所的には、土砂、残土処理をするところについてはね。それをもう当事者がおらんわけですから、当初の地権者と交渉すれば、まとめるというふうには私には思えるんですかね。どんなですか。

○酒向道路河川課長

残土処理場についてのお尋ねでございます。昔は公共残土処理場ということで計画したこともございますが、その後、社会情勢等の変化によりまして、公共事業がかなり減ってきております。

今回の災害につきましては、かなりの土量がありますけども、災害を除いた場合は通常の工事、公共工事とした場合、昔ほど残土が出てこないということで、今後の必要性

のあり方について検証してまいりたいと考えております。

○河村委員

前置きで言うたいね。立野と大和の間にある今残土処理場、あそこがいっぱいになるとは思わなかったのいね。けども、いっぱいになって終わったわけじゃないですか。そうすると、ないないと言いながら何が起こるかわからない状況ですから、そういったものを平時に、例えば地主さんと交渉する中で、安価にそういうときに、もしも購入できて用意ができれば、それにこしたことはないんじゃないんですかね。

だから、忙しいときにやらんにゃいけんことを、暇なときにやらんにゃいけんことという使いわけをきちっとして取り組む必要があると思いますよ。検討しろちゅうこともありましたから、お願いをしておきます。

もう一点、野原岡庄線について、再々話をしてきたところであります。最終的には杭がないということですから、要は用地を買うたということであるならば、杭を打つための測量がいるわけですよ。その測量をやったというんなら、やったという証拠を出して、きちっと対応をする。測量したんなら、その測量したところ、杭を打ちゃいいわけだから。

今はちゃんとその財産の確定をさせたわけですから、光市についての。じゃあ、市内あちこちが皆全部そんな不確定な財産管理なんかということになりますから、そうじゃないという意思表示はどっかでのるんですよ。

もしもやったというんなら、やったような結果、杭を打つ、そのことについてはいかがですか。

○芳岡監理課長

市道野原岡庄線のスーパーがあるところと現在はアパートになっている間の区間のお尋ねだと思いますが、こちらは以前にもお話したとおり、土地所有者と交渉し、市道戸仲森ヶ峠線までの土地を購入、拡幅工事を行った後に、側溝の据え替えを行っております。当時境界の標識は打っておりませんが、境界を確認をしたときの表示ピンは打っておりますが、その後側溝の据え替え等によって、構造物をもって境界としているとお答えしているところでございます。

このたび、改めて境界に関する測量を業者に委託しているところでございます。まだ途中段階で最終的な報告は受けておりませんが、その経過を聞いたところ現在の側溝の外側と境界は一致しているの見込んでいるとのことでございます。

以上です。

○河村委員

ということは、その結果によって、杭を打つという解釈でいいんですね。

○芳岡監理課長

現在、他の道路整備をする上でも、全てにおいて境界杭を打っているわけではござい

ませんので、改めて境界杭を打つことは考えておりません。

以上です。

○河村委員

今、貸借対照表というか、そういったもので要は昔の単式簿記から移行してきたわけですよ。その中で財産というのはきちっと確定したものだというふうに理解をしておりますので、その理解の上には将来にわたってという意味合いが含まれますからね。ちゃんとその杭を打つと、杭を打つというのは相手との同意がいるんで、その同意をとるということですから、一番大事な作業をおろそかにしないように対応していただきたいと思います。

以上です。

○萬谷委員

それでは、3点ほど。

今、洪水ハザードマップ見せてもらったんですけど、思い切り大型踏切のところもかかっているんですね。県との話し合いはいかがでしょうか、アンダーパスについて。ちょっと御見解をお願いしたいと思います。

○酒向道路河川課長

川園線についてのお尋ねだと思います。現在、川園線につきましては、先ほどもお話しさせていただきましたとおり、船戸三太線側の家屋調査等を実施しているところでございます。なおアンダーパスにつきましては、JRと協議をしている状況であると聞いております。

○萬谷委員

了解しました。それはちょっと今済いません、思いついたので質問しました。

じゃ、ちょっと一般質問の続きで駅の件なんですけど。バリアフリー新法ができて、令和2年までにバリアフリーの整備をなささいというふうの中に書かれているんですが、一般質問では触れなかったんですけど、この辺は責任はJR西日本さんにあると思うんですけども、駅のバリアフリー関しましてはね。でもそういうことについて令和2年度までに間に合わなくてもペナルティーみたいなものはないという理解でよろしいでしょうか。

○松並都市政策課長

国が定めました移動等円滑化の促進に関する基本方針の中でうたわれておるわけですが、1日当たりの平均利用者数3,000人以上の鉄道駅は原則として全て令和2年度までに段差の解消と移動等の円滑化を実施することが目標の一つとして掲げられております。実施できないときのいわゆるペナルティーについて定めはございません。

以上でございます。

○萬谷委員

目標ということで。でもたくさんの駅がバリアフリー化をしておりますので、先ほどの、先ほどちゅうか先日の一般質問の答えの中でも多分ですが、令和2年度に全てが完了するとはちょっと難しいとは思いますが、それに向けてしっかりとスピーディーにやってもらいたいと、計画を取り組んでもらいたいと思っていますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

それと、瀬戸風線なんですけど、今まさに工事をしているので失敗したなど、通告しておけばよかったなど思っているんですが、委員会で聞かせていただきますけども。今行なっている工事というのは、去年の繰越明許分の予算分だっているという把握で、理解でよろしいのでしょうか。

○酒向道路河川課長

委員仰せのとおりでございます。

○萬谷委員

となると、今年の方はまだ当然実行されていないということなんですが、何かこれもまた来年度に繰り越しされるか、もしくは、今年度でやれるか何か計画がございましたらお願いします。

○酒向道路河川課長

山口県入札情報サービスにおきまして、今月の6日に作業用道路の構築47m、捨石工5,763m³の令和元年度の工事が記載されているところでございます。

○萬谷委員

了解しました。昨年もいろいろ災害等もありまして、財政的にも当然、業者的にもいろいろ大変だとは思いますが、こちらのほうも大変待ちどおしく思っておりますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

これから先はちょっと要望なんですけども、下松から光にばつと国道入ってくる、何人もの議員さんも今まで提言してきましたけども、やっぱり国道とかあの辺のが草ぼうぼうだと、寂しいんですね。国道もそうだし、ついでにと言うと失礼ですけど建設部なので、公園もそうなんです、スポーツ公園も、大和の運動公園もそうなんです。いろんな市町からいろんな人たちが訪れるところであって、当然草が刈られていない時期があるんですね。それを見て、ほかの市の方々、子どもたちが見てどう思うかというところよく考えていただいて。

確かに大変だと思うんですけども、草刈りというのが本当何にも手をつけていないのは、すごくみずぼらしく感じてしまいますので、ぜひその辺注意して、特に夏場とか年に何回やればいいのかということじゃなくて、判断して、ちょっと伸びたねと思ったら、ばつとこうやるとか、ちょっといろいろ予算的なこともあると思いますので大変だと思う

んですが、草というのは放置させると本当にみっともないと思いますので、その辺の対応のほうよろしく願いしときたいと思います。

以上です。